

平成20年第2回定例会

御宿町議会会議録

平成20年 6月19日 開会

平成20年 6月19日 閉会

御宿町議会

平成20年御宿町議会第2回定例会会議録目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 招集告示..... | 1 |
| 第 1 号 (6月19日) | |
| 議事日程..... | 2 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 3 |
| 欠席議員..... | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 |
| 事務局職員出席者..... | 3 |
| 定例会前表彰..... | 4 |
| 開会の宣告..... | 4 |
| 諸般の報告..... | 4 |
| 町長あいさつ..... | 5 |
| 会議録署名人の指名について..... | 9 |
| 会期の決定について..... | 9 |
| 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について..... | 10 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、採決..... | 11 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、採決..... | 15 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、採決..... | 19 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、採決..... | 22 |
| 議案第5号の上程、説明、質疑、採決..... | 24 |
| 議案第6号の上程、説明、質疑、採決..... | 27 |
| 議案第7号の上程、説明、質疑、採決..... | 30 |
| 議案第8号の上程、説明、質疑、採決..... | 32 |
| 議案第9号の上程、説明、質疑、採決..... | 34 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、採決..... | 37 |

| | |
|-------------------------|----|
| 議案第11号の上程、説明、質疑、採決..... | 38 |
| 請願第1号の上程、説明、質疑、採決..... | 49 |
| 日程の追加について..... | 50 |
| 発議第1号の上程、説明、採決..... | 51 |
| 請願第2号の上程、説明、質疑、採決..... | 52 |
| 日程の追加について..... | 53 |
| 発議第2号の上程、説明、採決..... | 54 |
| 一般質問..... | 55 |
| 2番 白鳥時忠君..... | 55 |
| 12番 瀧口義雄君..... | 62 |
| 5番 石井芳清君..... | 77 |
| 時間延長の宣告..... | 87 |
| 閉会の宣告..... | 93 |
| | |
| 署名議員..... | 95 |

御宿町告示第 2 4 号

御宿町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 6 月 1 3 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 6 月 1 9 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成20年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年6月19日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第 2号 御宿町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 平成20年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 9号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成20年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書
- 日程第16 請願第 2号 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第17 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第2号 国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 松崎啓二君 | 2番 | 白鳥時忠君 |
| 3番 | 川城達也君 | 4番 | 新井明君 |
| 5番 | 石井芳清君 | 6番 | 伊藤博明君 |
| 7番 | 小川征君 | 8番 | 中村俊六郎君 |
| 9番 | 式田孝夫君 | 10番 | 貝塚嘉軼君 |
| 11番 | 石田義廣君 | 12番 | 瀧口義雄君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 町長 | 井上七郎君 | 総務課長 | 氏原憲二君 |
| 企画財政課長 | 木原政吉君 | 産業観光課長 | 藤原勇君 |
| 税務住民課長 | 岩瀬由紀夫君 | 建設環境課長 | 米本清司君 |
| 保健福祉課長 | 瀧口和廣君 | 教育課長 | 田中とよ子君 |
| 会計室長 | 渡辺晴久君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|----|--------|
| 事務局長 | 多賀孝雄君 | 主事 | 山口ゆう子君 |
|------|-------|----|--------|

定例会前に職員紹介及び表彰状伝達

総務課長 定例会開会前に大変恐縮ですが、6月10日付で職員を採用いたしましたので、紹介させていただきます。ただいま入室をさせますので、しばらくお待ちください。

このたび、保健福祉課で主任保健師として予防接種などの母子保健を担当いたします関保健師でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局長 続きまして、本議会の瀧口議員が、千葉県町村議会議長会から議会議員自治功勞者表彰を授賞されましたので伝達を行いたいと思います。

瀧口議員、前においでください。

(局長が表彰状の朗読をし、議長より授与する)

事務局長 ご協力ありがとうございました。伝達を終わります。

開会の宣告

議長(新井 明君) 皆さん、こんにちは。

本日、平成20年第2回定例会が招集されましたが、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただきまして、ご苦勞さまです。

今定例会の日程につきましては、あらかじめ配付しましたとおりです。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、佐藤教育長が体調不良のため欠席との報告がありました。

ただいまの出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成20年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

(午前10時05分)

諸般の報告

議長(新井 明君) 監査委員から月例出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（新井 明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 改めて、おはようございます。

本日ここに、平成20年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまことにありがとうございます。

最初に、岩手・宮城内陸地震で被災に遭われて尊い命を落とされました方々のご冥福をお祈りいたします。

本定例会に提案いたします案件は、自転車等の放置防止に関する新規条例の制定や国民健康保険税条例の一部改正など条例関係6議案、400周年記念事業関連や人事異動に伴う各費目にわたる人件費調整が主な内容です。平成20年度一般会計補正予算案など4議案と専決処分と繰越計算書の報告を提案いたしますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。最初にアジアでは、四川大地震、ミャンマーサイクロン、国内でも岩手・宮城内陸地震と大災害が多発しております。我が御宿町も有事に備え、消防団や地域防災組織の協力をいただき、防災対策の総点検をしていく所存でございます。

さて、4月26日、いすみ鉄道20周年記念式典が盛大に開催されました。

5月30日には、千葉県町村会定例会が開催され、総合企画行政の充実強化に関する要望の案件を初め9議案が可決されましたとともに、大多喜町の田嶋町長が千葉県町村会長に就任されました。

6月5日開催の夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会全員協議会では、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設について協議がなされましたが、住民の理解が得られないなど総合的に判断して、予定地が白紙となりました。今後は、早い時期に上布施、実谷、七本地区の皆様にご説明をさせていただきます。

また、6月9日には、国保国吉病院正副管理者会議及び組合議会全員協議会が開催され、新しい病院の名称や増改築の進捗状況、医師確保対策などについて協議されました。

現在、町を挙げて実施しておりますサン・フランシスコ号漂着400年事業につきましては、実行委員会の皆様のご協力のもと、着実に成果を上げており、堂本知事を始め、県も積極的にバックアップを行っていただいているところでございます。

旧御宿高校跡地利用につきましては、現在、研修施設として都内の私立大学が名乗りを上げ、6月2日に関係者が当町を訪れるなど、具体的な検討に入っている状況であります。

町づくり基金では、5月末現在、10件27万円の寄附がありましたのでご報告いたします。

欠員となっておりました保健師につきましては、6月10日付で保健師1名を採用いたしました。

最後になりますが、永年にわたり消防団活動が認められ、我が御宿町消防団が消防長官表彰旗を受賞したことを報告いたしますとともに、消防団関係者の献身的な活動に対し、改めて感謝を申し上げます。

さて、私は、平成16年12月から2期目に入り、これまでさらなる御宿町の発展のため全力を尽くしてまいりました。

基本計画の主要項目ごとに申し上げますと、まず、行政近代化とコミュニティ形成として、住民参加と協力による未来の見える町づくりを推進してまいりました。平成16年度には、第4次行政改革大綱を策定し、開かれた行政と協働の町づくり、行政運営の効率化による住民サービスの向上、健全で効率的な財政運営に取り組みました。特にパブリックコメント制度を導入して、各種委員会や公募委員制度による住民参加など開かれた行政運営を推進してまいりました。

また、組織の体制を見直しまして、定員適正化計画を平成16年に策定し、5年間で10名削減を目標数値として機構改革等を初め、職員定数の削減を図りました。既に平成22年の目標数値を達成しており、これらによる人件費の抑制額は、平成17年度決算額に占める人件費8億9,660万円に対し、平成20年度予算額に占める人件費7億8,690万円と、単年度比では1億1,000万円と大幅な歳出削減となっております。

また、人材の育成では、自治体の自己経営能力が問われる時代にあり、抜本的な職員定数の削減を進める中、個々の職員能力の向上を図り、町民から信頼される職員育成のため、各研修会に取り組んでまいりました。毎年民間の福祉事業所や清掃センター、自治専門校への派遣、職員が講師となり実施する新人研修や若手職員による町づくり研究会を実施するなど、自己研鑽意識の醸成に努めました。

さらには、地域福祉センター、パークゴルフ場の指定管理者制度を導入し、民間活力を活用し、住民サービスの向上、行政経費の削減に努めてまいりました。

協働の町づくりの推進としては、寄附金税制改革に伴い、活力あるふるさとづくり基金条例を千葉県内の自治体に先駆けて、平成20年3月に条例制定を行いました。この新たな財源を活

用し、魅力ある事業施策を推進してまいります。

次に、自然環境に配慮をした機能的で美しい町づくりにおいては、道路整備として国道128号線から、岩和田、六軒町地域へのバイパス道路の0109号線の整備、実谷、七本地域の主要幹線道路である0106号線整備事業、中学校の通学路整備などを始め、町道の整備に努めてまいりました。また、県道夷隅大原御宿線道路改良、国道128号線、須賀多目的広場交差点の改良など、千葉県への要望活動を実施し、国・県道の整備に尽力してまいりました。

景観整備としては、毎年桜の苗木100本ずつ、公園、町道、学校などへ計画的に植栽し、将来の孫子に誇れる景観形成づくりを推進してまいりました。

教育文化の向上としては、豊かな心を育み、地域の伝統文化を大切にする町づくりを行ない、御宿町が活力ある町として発展していくために、あらゆる社会システムの基盤となる教育の役割は極めて重要であります。このことから、施設の耐力度調査からも施設の安全性に問題があり、長年の懸案事項でありました中学校校舎棟建設を平成16年に着手し、平成17年12月竣工いたしました。

御宿小学校においては、平成18年度に耐震診断を実施した結果、校舎、体育館ともに建物全体としての耐震性能が低く、屋根、外壁等の老朽化が進んでいるという診断結果を受け、平成19年、20年度の継続事業として工事に着手するなど、人間性豊かな生徒を育める教育環境に配慮し、地域に開かれた学校づくりの基本理念として、教育環境の整備に尽力してまいりました。

核家族化の進展や共働き家庭の増加、子供たちに関わる重大な事件の続発等により、子供たちが安心して過ごせる居場所の必要性が高まっていることから、子ども放課後支援プロジェクト等を開始し、平成18年度から放課後児童クラブの定員を15名から25名へと10名増加し、また公民館のこどもわいわい教室の開設、さらには平成20年度から地域の方々が指導員となるレクリエーション・アフタークラブの開始をいたしました。

誇りある歴史と文化を広く後世に伝承することとして、サン・フランシスコ号が漂着してから平成21年度には400周年を迎えます。また、1928年に日西墨三国交通発祥記念の碑が建立されてから今年で80周年を迎えます。私たち祖先の人類愛に満ちた偉業を風化させることなく、広く後世に伝承していくことは現代に生きる私たちの使命だと考えております。400周年記念事業として、平成19年度から21年度の3年間、一人でも多くの住民の皆さんにこの事業に参加をしていただくため、平成19年度には住民の皆様へ委員公募をし、また学識経験者などから企画実行委員会を設立いたしました。平成19年度はメキシコ文化交流会や黒沼コリ子バイオリンリサイタルを開催し、今後の事業につきましても、住民との協働事業として、またメキシコ大使館、

スペイン大使館、千葉県、外務省、大多喜町などと連携、協力により事業検討を進めております。

福祉、医療の充実については、赤ちゃんからお年寄りまでの人に優しい町づくりを目指し、高齢化、核家族化の進展により役場への相談内容が多様化、複雑化への対応として役場窓口の機構改革を実施し、保健、医療、福祉の窓口を平成20年度から保健福祉課事業として一本化したしました。また、平成19年4月に御宿地域包括支援センターを役場に開設し、保健師や社会福祉士など専門職を配置するなど、介護や健康、権利擁護を始め、あらゆる相談に対応できる体制を整備してまいりました。

児童医療費助成制度の創設については、これまでの乳幼児医療制度対策事業を加え、平成20年度からは、新たに町単独事業として小学校就学児童の入院医療費の助成を開始いたしました。これは平成17年3月策定した次世代育成支援行動計画など子育て世代の要望を受けて制度化したものです。

また、少子高齢化の対策として、町単独事業出産祝い金制度を実施してまいりましたが、平成20年度からは新たに妊婦健診について、厚生労働省で理想とする14回の健診に助成することといたしました。母子の健康を図るとともに、かかりつけ医師を持つことがより安心で安全な出産を迎えることに大きく寄与するものがあります。

産業観光の振興については、自然と産業が調和した活力と個性ある町づくりとして、本町の農業を取り巻く環境は、兼業農家が中心で農業従事者の高齢化とともに、後継者不足により、不耕作地や遊休化農地が増加しております。

また、基盤整備事業については、水田総面積の43%に当たる86.5ヘクタールが整備されたものの、転作のための土地の汎用化と転作物の導入のための条件整備が必須であることから長年の懸案事項となっております。実谷、七本、上布施地域の中山間地域総合整備事業については、平成21年度に国の採択が得られるように、参加農家などとの調整を図りながら準備を進めているところであります。このほか、遊休農地の解消や地域活性化のため体験農業や貸農園事業を実施しております。

水産業振興については、漁業経営の安定化を図るため、水産資源の維持、増殖のため、アワビの種苗放流など、栽培漁業の推進を図りました。

漁村再生計画については、国の採択を受け、安全で快適な漁業地域の形成、陸揚げ機能の集約と市場統合の推進を図るため、平成18年度から5カ年事業で岩和田漁港整備を実施しております。

観光振興では、全日本ライフセービング大会や全日本ライフセービング学生選手権大会などの誘致やビーチバレーボール大会、イセエビ祭りなど、既存イベントの充実を図りました。

生活環境の保全については、誰もが快適で安心して暮らせる町づくりでは、御宿町のテレビ放送については受信難視聴地域で、上布施地域などの一部を除き、13の共聴施設組合によりテレビ受信をしてきましたが、平成23年7月24日までにアナログ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全移行するため、直接電波受信ができる中継局の設置を、国やNHK、民放5社、千葉テレビ放送へ積極的に要望活動を行ってきました。今後も共聴施設組合と連携し、御宿中継局を実現に向け努力をして参ります。

また、住民と災害時における課題やその解決策を話し合いながら、地域の実績にあったハザードマップを作成しました。防災情報の伝達と意識の醸成を図るなど、安全で安心な町づくりを推進してまいりました。

以上、2期目における施策進行の一端を申し上げましたが、今までどおり取り組んできた施策の進展を図り、新たな課題や重要案件を確実に軌道に乗せることが必要不可欠であるため、引き続き責任を持ってその任に当たることが、私に与えられた使命だと考えております。

以上、申し上げました11議案及び報告1件につきましては、十分なるご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名いたします。10番、貝塚嘉君、11番、石田義廣君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

議長（新井 明君） 日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成20年第1回定例会においてご決議いただきました、平成19年度御宿町一般会計補正予算（第5号）の繰越明許費を別添繰越計算書のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本会議に報告するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、平成19年度御宿町繰越明許費繰越計算書について、報告いたします。

報告第1号の繰越明許費繰越計算書をごらんください。

まず、漁港整備事業については、岩和田漁港東防波堤先端部への消波ブロックの敷設並びに泊地のしゅんせつを行うものですが、当該防波堤先端部に亀裂が生じており、工事の安全性が確保できないこと、さらにはしゅんせつ物において硫化物及び油分が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づく環境基準を上回っていたことから、工法及びしゅんせつ物の処理方法等の協議に時間を要し、繰り越しを行ったものです。

繰越額は、総工事費3,000万円のうち2,497万円を繰り越し、財源としましては、県支出金が1,872万8,000円、地方債280万円、その他の財源といたしまして御宿岩和田漁港からの分担金312万500円となっております。

なお、工事の完成については、9月末を予定しております。

次に、公共土木施設災害復旧費用については、昨年7月14日から15日にかけての台風4号の影響による被災箇所の復旧を行うものですが、工事の際の仮設道路や資材置き場として借地する水田等が、農作業の準備期間に入り、年度内の復旧が困難であることから、準用河川上落合川の2カ所についての繰り越しを行ったものです。

繰越額は、工事費の940万3,500円で、財源内訳としては、国庫支出金627万2,000円、地方債310万円を充当しております。

なお、事業完了については、本年11月末を予定しております。

以上、報告いたします。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 以上で報告第1号を終了いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布され、同日から施行となったことに伴い、町税条例の一部を改正する条例を、4月30日に専決処分したものです。

主な改正内容は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、証券税制の見直し、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設等です。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） それでは、町税条例の改正について、説明いたします。

お手元に条例改正文新旧対照表をお配りしていますが、新旧対照表により説明いたします。

なお、条文の移行による改正部分については、省略させていただきます。

新旧対照表の1ページの第19条は、延滞金に関する規定に、年金の特別徴収及び仮徴収を追加するものです。

第23条及び第31条は、法人町民税の均等割の改正です。町内に事務所等を有する法人でない社団または財団で代表者等の定めのあるものは、均等割のみの課税でしたが、これを非課税とします。ただし、収益事業を行うものは除きます。この改正に伴い、均等割の最低税率5万円が課税される法人について、第31条の表内で明確に規定しました。

4ページの第36条の2は、所得税法の改正により、町民税の申告の規定に、公的年金等に係る所得の源泉徴収票を追加するものです。

第38条は、町民税の徴収方法に年金の特別徴収及び仮徴収を追加するものです。

第41条は、町民税の納税通知書で徴収する額に年金の特別徴収から普通徴収に変更になった場合を追加するものです。

第44条は、給与所得及び年金所得が特別徴収となったことにより、それ以外の所得の徴収方法について規定したものです。

第45条から第47条までは、年金の特別徴収の実施に伴い、給与所得の特別徴収を明確に表示したものです。

6ページの第47条の2から第47条の6までは、公的年金からの特別徴収制度の導入に関する規定です。公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収を平成21年10月支給分から実施します。特別徴収の対象者は、前年中に公的年金等の支払いを受けた者であって、当該年度の初日において、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の者とします。ただし、当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き町の区域内に住所を有する者でない者、または老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合等は対象としません。

仮特別徴収については、当該年度の4月1日から9月30日までは、前年度の10月1日からその翌年の3月31日までの間に特別徴収された額を、当該年度の10月1日から翌年3月31日までは公的年金等に係る税額から年度前半に仮徴収する額を控除した額を徴収します。

特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者とし、徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに、町へ納入する義務を負います。

10ページの第48条と第50条は、法人でない社団及び財団が非課税となったことによる改正です。

第51条は、町民税の減免の規定ですが、公益法人制度改革により、民法第34条の公益法人を公益社団法人及び公益財団法人に改正するものです。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定ですが、土地改良事業に関し、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う改正です。

12ページの第56条は、固定資産税の非課税の適用を受ける場合の申告の規定ですが、公益法人制度改革による改正です。

第131条は、特別土地保有税の納税義務者等の規定ですが、土地改良事業に関し独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う改正です。

14ページの附則第4条の2は、公益法人等に対する寄附財産に係る譲渡所得は、通常非課税

とされていますが、その寄附の承認取り消しをされた場合は、特例として公益法人を個人とみなして譲渡等に町民税を課税する規定を追加するものです。

附則第7条の3は、町民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、町長がやむを得ない理由があると認めるときは税額控除を適用することとするものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による農業所得の町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。ただし、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得については免税対象から除外します。

16ページの附則第10条の2第7項は、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の規定ですが、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に省エネ改修工事を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額の3分の1を減額するものです。減額を受けようとする納税義務者は、改修後省エネ基準に適用することとなったことの証明書を添付して、3月以内に町長に申告しなければなりません。

18ページの附則第16条の3から第19条の6までは、上場株式等の配当所得・譲渡所得の町民税の課税の特例についての規定ですが、上場株式等の配当に対する源泉徴収税率及び譲渡所得に対する軽減税率10%（住民税3%、所得税7%）の特例が、平成20年12月31日をもって廃止され、平成21年1月1日以降は20%（住民税5%、所得税15%）とするものです。

なお、特例措置として平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、配当所得の100万円以下の部分及び譲渡所得の500万円以下の部分については、10%（住民税3%、所得税7%）の税率が適用されます。平成21年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合は、上場株式等に係る該当所得の金額から控除されます。

24ページの附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例についての規定ですが、当該株式に係る譲渡所得等を2分の1とする特例が廃止されました。ただし、地方税法等の一部を改正する法律の公布日前（平成20年4月30日前）に払い込みにより取得した当該株式については、改正前の規定の適用を受けることができます。

26ページの附則第20条の4は、租税条約特例法における条約適用配当等の町民税の課税の特例の規定ですが、平成21年3月31日までに支払いを受けるものについての特例税率を廃止するものです。

附則第21条は、公益法人制度改革に伴い、民法第34条法人が公益社団法人及び公益財団法人へ移行する期間における平成21年度から25年度分までの固定資産税の非課税措置について特例

を適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 特例法の改正に伴う条例の改正ということではありますが、大変文面は長いわけですが、端的に申し上げて、この改正に伴う町民もしくは町の収入ですね。収入があった場合は、逆に町民のほうは負担が多くなる。下がった場合は減るというような観点があると思いますが、それについては予算上どのようになるのでしょうか。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 今回の改正におきまして、税収が増額となる部分は、町民税の株式の配当所得・譲渡所得の税率改正による影響として、特例措置終了後500万円ほどの収入増の見込みを持っております。減額分については、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税が減額となります。その他の改正につきましては、特に影響はありません。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 省エネ住宅等の減税があるということではありますが、総じて富裕層に対する減税が多いのかなということこれから見るところであります。

そして、今の説明の中で、町民税の特別徴収制度を今度新たに設けるということの説明がありました。そういう意味では、納税の義務というふうにならわけておるかと思ひます。これまで、例えば保険料などについては、そういうものはなじまないわけではないなと思ひわけでありすけれども、基本的には自主的な納税に任せるといふのが、これまでの日本国の制度であったわけでありすけれども、その中で、これまで既に所得税の源泉徴収、それから介護保険料、それからこの4月から国民健康保険ですね、大変問題になっております後期高齢者医療保険料が特別徴収されているというふうにならわけてありすけれども、この特別徴収、今般のこの町民税については、これは周知方法、それから住民に、これをきちんと読めば書いてあるのかもわかりませんが、選択することができるのかどうか。要するに、例えば申請とか何らかの内容によって、普通徴収を受けることができるのか。

それから、今回これは公的年金の受給者ということではありますが、それでは、全国では約2割強というふうにならわけてありすけれども、本町においては、この特別徴収に当たる人たちは何人くらいいたというふうにならわけておられますか。それについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 今回の改正の周知方法につきましては、お知らせ版、またホームページ、また納税通知書を発送するときに、その内容を周知する文書を入れまして、周知の徹底を図りたいと思います。

町民税の年金からの特別徴収につきましては、現在は普通徴収の選択はできません。

対象者数につきましては、町民税が課税される65歳以上の年金受給者ですので、人数は限定されていますが、具体的な人数については把握していません。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 人数については、これから積算されるということではありますが、これについては当然システム改修などが必要になるかというふうに思っております。

いま一度確認をしたいのは、選択はできないということではありますが、それでは申請をして普通徴収に移ることができるのかどうか。あくまでもこれは特別徴収という中で、先ほどの条例に盛り込まれた対象の方々には100%、言葉を悪く言えば有無を言わず特別徴収で天引きになるのか、それをちょっと確認します。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 現在では、選択制ではありませんし、申請によって普通徴収に切りかわるということはありません。後期高齢者医療制度において、普通徴収への選択制が予定されているようですけれども、今後そのような判断が出てくる可能性はありますけれども、現段階ではありません。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第2号 御宿町自転車等の放置防止に関する条例の制

定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 御宿町自転車等の放置防止に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、駅前自転車駐車を初め、公共の場所における自転車等の放置を防止するため、本条例を制定するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、御宿町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず、本条例の制定趣旨でございますが、近年、駅前自転車駐輪場や道路用地において、主に盗難や乗り捨てによる放置自転車が増加しておりまして、毎年50台以上の放置自転車を、町が一定期間保管した上で、処分している状況であります。

また、自転車防犯登録や車体番号等による警察への所有者の照会も、個人情報保護法の観点から困難であり、自転車自体に所有者が明記されていないものについては、所有者が特定できない状況にあります。

これにつきましては、夷隅警察署の生活安全課に相談いたしましたが、警察等の協力については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第6項の規定に、警察は市町村から条例の定めるところにより撤去した自転車等に関する資料を求められたときは、速やかに協力するものとするところとございまして、放置自転車等にかかわる具体的措置について、町が条例で定めることが求められていることから、本条例を制定し、あわせて放置防止並びに適正な環境保全に努めようとするものであります。

県内で、同様の条例の制定につきましては35団体、また近隣では、いすみ市が同様の条例を制定していると聞いております。

次に、条例案の具体的な内容でございますが、第1条から順にご説明させていただきます。

第1条でございますが、条例の目的について規定しております。

第2条につきましては、本条例中における用語の定義について定めたものでございます。

第3条は、町の責務について、第4条、第5条については、町民並びに自転車を利用する方の責務を定めたものでございます。

第6条は、自転車防犯登録等の促進について、自転車の小売業者に対し努力規定を設けたものでございます。

第7条、第8条につきましては、鉄道事業者及び公益的施設の設置者に対し、利用者に必要な自転車等の駐輪場の設置や町の施策に対する協力について要請するものであります。

第9条は、公共の場所において、自転車等を放置することを禁止するものであります。

第10条につきましては、放置自転車等に対する措置について規定したもので、第1項につきましては、町長は、自転車等の利用者に対し、公共の場所の良好な環境を維持するために必要な指導ができることとしております。

第2項及び第3項につきましては、第1項の規定による指導に従わず、公共の場所等に自転車等を放置し続けている場合に、その自転車等について移動できることとしております。また、移動した自転車等につきましては、保管台帳を整備し、特徴や状態を記入し、適正な管理を行いたいと考えております。

次に、第11条ですが、移動した自転車等の措置に係るものであり、移動した場合には、移動年月日や保管の場所、期間、返還方法等について公示し、防犯登録等から所有者が特定できる場合につきましては、所有者に通知することとするものであります。

また、第2項につきましては、所有者に対し、一定の期間内に返還ができない場合において、廃棄処分ができる旨を規定したものであります。なお、この期間については、規則で2カ月間としたいというふうに考えています。

続いて、第12条につきましては、保管及び廃棄等に係る費用の徴収について規定したものでありまして、第2項において、具体的な額を示しておりますが、自転車1台につき1,000円、原動機付自転車等については1台につき2,000円とするものです。

また、第3項において減免規定を設けておりますが、盗難届を出されている自転車等については減免の対象にしたいというふうに考えております。

最後に、附則でございますが、条例の施行日について、平成20年10月1日施行とすものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 自転車等の放置防止に関する条例の制定についてであります。自転車につきましては、今ガソリンが7月には180円を超える、また200円を超えるような報道もされております。また、CO₂の問題も含めまして、やはりこれから健康も含めまして、自転車等の利用増を図ると、またそれに関する設備も含めまして、町として誘導していくということは大変大切なことだろうなというふうに理解をするものであります。

そして、今回の条例であります。その中で端的にお伺いをさせていただきますが、利用者等の責務ということで、第5条の中で、町が実施する施策に積極的に協力しなければならない。これはおのこの管理者によってこのような文言が書かれておるわけですが、設置者についてはそれはわかるわけでありませけれども、利用者のこの町の施策というのは、具体的にどういうものがあるのか、またはこれから考えておられるのかについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） これについては盗難登録、番号をつける、あとは名前を書く、それと町の指定した場所に、駐輪場に置いていただくと、そういうことを考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 例えば、駅前の駐輪場であります。あれはたしか無料で利用できるという状況だろうなというふうに思うわけですが、不特定多数の方がご利用いただくわけですが、そうした利用者の方々に、そういう自転車そのものの問題ということと同時に、駐輪場の管理だとか、掃除だとか、要するに清潔にきちんと使っていただくという形でのお願いみたいな形、本当はそこで管理していただけるそういう団体みたいなものができるのが望ましいとは思いますが、そこまで至らなくても、そういう呼びかけ等の看板の設置ですね。今も少しは書いてあるかも知れませんが、もう少し積極的な形で対応されたいかなというふうに思います。

それから、この中で、設置の中で公益的施設等の設置者の責務ということであるわけですが、特に公共施設等においては、やはりきちんと自転車置き場を明示することが大事だろうと思います。たくさんあるかと思いますが、まだ一部そうしたものが明示されていない。確かに、場所としてはどこにでも置ける状況はあるのかもわかりませんが、いわゆるバリアフリー、ユニバーサルな観点、だれでもが心地よく利用できる公共の場所という観点から見ても、そういうものの明示というのは大事だろうと思いますが、その辺を受けまして、今後この条例の実施に当たってのお考えについて、最後にお聞かせ願いたいと思

ます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご指摘いただきました駅前駐輪場については、議員のおっしゃるように、そういう周知看板のほうを今後検討したいと思います。また、町の施設については、先般の課長会議で、この条例施行の前に、極力早目に駐輪場の表示をするように、協力依頼を申したところでありますので、条例施行前、それ以前に各場所に決定して、駐輪場の指定をすることになっております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより11時10分まで休憩といたします。

（午前11時03分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第3号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例案は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部施行に伴い、この法律の規定に基づき、決算審査における審査項目を追加するものです。詳細につきましては、担当課長

に説明させますので、ご審議、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第3号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

新旧対照表をお開き願います。

監査委員による決算等の審査は、地方自治法第233条の規定により、決算書及び証拠書類が審査に付されたときは、意見をつけて町長に送付することとなっておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率（健全化判断比率）、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表することが規定されました。

また、公営企業の経営の健全化につきましては、この法律により公営企業を経営する地方公共団体の長は、公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ公表することと規定されましたので、監査委員に関する条例の第8条に必要となる条文を加えるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 本条例の改正案ですが、この改正をしますと、本町においてはどんな影響があるんですか、具体的に。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 19年度決算審査につきましては6月中に審査を受けることになるとかと思いますが、現段階では実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率（健全化判断比率）の各数値について確定はしておりませんが、財政健全化判断比率につきましては早期健全化基準や財政再生基準というように2段階の基準数値により財政健全化の状況を判断することになっております。

仮に指標のいずれかが早期健全化判断基準に該当した場合には、財政健全化計画を策定し、

議会の議決を得るとともに、監査については外部監査が要求されます。また、財政再生基準に該当した場合には、財政再生計画を策定し議会の議決、国の同意、地方債の制限など厳しく関与を受けることになります。

基準に抵触しないように今後も健全な財政運営に努力をしていかなければならないと考えます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） これは、たしか一般会計及び水道事業、介護などいわゆる特別会計も含めたものです。けれども、基金制度は入らないのか。これまでの自治法上の特別会計、例えば水道事業が基金を積み立ててそれで、今のいすみ市、たしか岬町の給水整備が一番新しい整備事業ではなかったかと思います。いわゆる高額にかかる費用の充実に長い年月をかけて、基金等を積み上げていくということで特別会計なのだと思います。

何が言いたいのかといいますと、私もこの監査の内容、監査報告によっては、町民の方が誤解すると大変なリスクを背負っているという状況があるので、必要以上に行政サービスをカットする、または、できれば町民から、これは町に対してこういう要望は出せないというふうに思わせてしまうのではないかということです。ですから、やはり確かに一つ一つの財政項目を総合的にも判断することは大切になるとは思いますけれども、それぞれの自治体の対応によって特別会計に盛り込まれた理由があるわけですから、この辺の市町村の状況から判断をしていく、また、この内容について町民に理解してもらうということが大事になってくるんですね。

短絡的にこういう財政上の判断について思うんですけれども、これらについても誤解を招くような財政の比率基準ということが、これを運用していく町の判断だろうというふうに思います。この監査制度を財政健全化法が行われるようになって、町のお考えを伺います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 監査につきましては、標準町村監査基準に基づき監査を行ってきておりますが、これまでの基準に新たに財政健全化法による健全化判断比率により、19年度決算から監査委員の審査を受け、数値を公表することになります。

基準数値は早期健全化基準と財政再生基準に分かれており、御宿町の平成18年度決算数値では実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率についてはいずれも基準を下回り該当はいたしません。しかしながら将来負担比率につきましては221%で、早期健全化基準の350%には及びませんが、県内でも高い数値を示していることから、今後も起債につきましては抑制をしていかなければならないと考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題とされました議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業法の改正に伴い、新たに創設された育児短時間勤務職員等の勤務時間及び休暇等を制定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

育児休業法の改正に伴い新たに創設されました育児短時間勤務職員等の勤務時間及び休暇等を規定する必要があることから、関係条例の一部を改正するものです。

育児短時間勤務制度とは、職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、常勤職員のまま育児のための短時間勤務を認める制度で、平成20年3月の御宿町議会定例会におきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定いたしました。職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、関係する条文を改めるものです。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

第2条第4項中「前3号」を「前各項」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。第4項としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。

次ページに移りまして、第4条第2項中「1日以上の割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加えるものであります。その他につきましては、字句の改正でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

2としまして、一般職の職員の給与等に関する条例の一部につきまして、関係条文を改めるものです。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子育て支援の関連で整備されたものと受け止めています。この条例の中で、育児短時間勤務制度の育児の対象となる子供についてですが、最大何年間であるのか。

それから、自治体というのはこのような条例を作る時に平等にという形で制定する訳でありますから、育児ということで、やはりこれまでに育児休暇を何名の方がとっておられるのか。

それから、これは職員の方100%の対象者が利用すべき制度と思うんですけども、その方が短時間勤務を利用した場合、他の職員が100%代行ということでそれなりの職務権限で勤務をする訳でありますから、それは具体的には代替職員の方の待遇。また、年齢等の同年代とした場合の差があるわけではないのですか。その辺についてお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） まず、育児短時間勤務の対象者数ですけれども、育児短時間勤務制度の育児の対象となる子供は、小学校就学の始期までとなっております。

対象者数は16名おりますが、取得の該当はありません。

代替職員の待遇につきましては、職員採用と同様で経験年数、職歴、資格などを加味することになります。

利用に当っては、開始日の1か月前までに、1か月以上1年以下の期間で、勤務日、時間帯を明示し、育児短時間勤務承認請求書を提出いただきます。

代替職員については、保育士の代替なら保育士資格を有する者等というように任用をいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ほぼ完全に代行できるような、一点お伺いしたいのは一括に申請が必要だということでもありますね。この例えば保育士などは、一定期間内に募集をして、予約しておいて、必要になったら業務にあたっていただくという形になると理解しておりますが、これが成功された場合には、管理者については募集をしてどういう対応をされるのか。

それから、職員、比較的若い職員だと思いますがしかし、結構高齢になって出産、というのがあると思いますが、そうすると、かなり給料的には高い方の代替だと。例えば7級職なら7級職の代替になってくるという。わかりますね。これらは有資格者には有資格者、管理職には管理職という部分について具体的にお聞かせ下さい。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） これまで臨時職員については、保育士の登録制度を設け対応してきておりますが、今後は登録制度の公募対象職種を拡大し、任期付採用職員についても登録制度の活用により、育児短時間勤務等、取得しやすい環境を整えていきたいと考えます。

また、代替職員については、有資格者は有資格者を管理職については再任用職員などを充当することになるものと考えます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第5号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、老人保健法が平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律と改められ、後期高齢者医療制度が開始したことに伴い、御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第5号の改正点をご説明申し上げます。

老人保健法が平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律と改められ、後期高齢者医療制度が開始しました。このことから御宿町重度心身障害者医療等の助成の受給権者や、助成の範囲に係る医療保険について、これまでの国民健康保険法、その他の法令による医療保険の二つに加え、後期高齢者医療を加えるというのが、今回の改正の目的です。

内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。

新のほうで、第3条の（1）の第1号でございますけれども、本町の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていることということで、外国人登録が新たに加わったものであります。

次に、第2号として、第2号の下段に、後期高齢者医療の被保険者であるということを加えたものでございます。第2号につきましては、住所地特例を記載したものでございます。

次に、第4条におきましては、医療費等に対する高額療養費及び附加給付がある場合には、その額を控除するということで、高額療養費を加えたものでございます。

次のページで附則でございますけれども、平成20年4月1日から適用するということを規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 一般質問でも通告してある内容と同じになるわけありますが、いわゆる障害者におきましては、65歳以上高齢者でこれは、国民健康保険加入者という内容であった

かと思えます。そしてそうなった場合、どちらを選ぶか大変難しい判断があるというふうに思えます。それで、これはさかのぼっての中で、本年4月1日から適用すると。そうしますと、4月1日から今般の医療費等については、今どういう扱いになっているのでしょうか。それについては、この制度をこの条例が可決された場合には、どういう対応になるのか。これまでは確か申請主義であったかと思えますが、具体的事務の内容について伺います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） この制度につきましては、千葉県国民健康保険連合会が、各種保険のデータを連結させておりますので、町からその該当者のデータがまず送信されますので、町の方から各障害者に対しての申請を促すというようになっています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 余りよくわからないんですけども、それは医療費の申請って、4月1日からこれまでの医療を行った場合の高額医療の申請ということですか、今の説明は。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） はい、そのようなことです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 必要な措置がこれまで大変抜け落ちていたという案件だろうと思うんですね。本来であれば、この内容については4月1日前で、改正するわけではないでしょうか。後期高齢者医療制度に伴う制度改正には、当然ながら3月31日までに行わなければならなかったんです。だから、4月1日からさかのぼって施行するということだと思うんですね。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 国からの制度内容の改正についての説明が3月議会には間に合わなかったということで、今日の議会に提案したわけでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の賛成です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、御宿町国民健康保険制度の健全な運営及び後期高齢者医療制度の創設により、後期高齢者支援分への拠出が新たに加わることに伴い、税率の見直し等をするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、6月6日開催の国保運営協議会におきまして、協議承認をいただいていることを申し添えます。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 国民健康保険税条例の改正について、説明いたします。

お手元に条例改正文、新旧対照表、関係資料をお配りしていますが、新旧対照表、関係資料により説明いたします。

なお、条文の移行による改正部分については、省略させていただきます。

税率及び課税限度額の改正につきましては、新旧対照表の1ページの第2条から3ページの第9条の3に規定されていますが、改正内容の一覧が、関係資料の1ページ、国保税率試算表に記載されていますので、関係資料をご覧ください。

医療給付費分は、75歳以上の方1,378人が後期高齢者医療制度へ移行し、被保険者が減ることにより所得割を7%から5.5%に、資産割を39%から25%に、被保険者の均等割額を1万9,000円から1万8,000円に、世帯別平等割額を2万7,000円から2万3,000円に、課税限度額を53万円から47万円に引き下げます。

新たに加わる後期高齢者支援金分は、所得割は1.7%、資産割は5%、均等割は5,500円、平等割は7,000円、課税限度額は12万円です。

介護納付金分は変更ありませんで、所得割は1.6%、資産割は9%、均等割は8,000円、平等割が7,500円、課税限度額は9万円です。

また、平成20年度の当初予算額の欄ですが、その中の医療分、支援金分、介護分の合計が2億8,271万9,000円、改正案の率で算定した金額に収納率92%を掛けた金額が2億7,419万2,200円で、当初予算と比較して852万6,800円のマイナスですが、このうち退職者医療分の600万円については、支払基金からの交付金で補てんされます。一般医療分の250万円については、被保険者の異動等による増加分で調整いたします。また、現行の税率と改正案の税率により比較しますと、2人世帯で固定資産税5万円の場合の所得100万円では9,500円4.8%の増、所得200万円では1万1,500円4.0%の増、所得400万円では1万5,500円3.4%の増となります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の2ページの第5条の2医療給付費分の平等割額及び3ページの第7条の3後期高齢者支援金分の平等割額で、特定世帯については半額となっています。これは後期高齢者医療制度へ移行することにより、単身世帯となる世帯252世帯を特定世帯と規定し、医療給付費分と後期高齢者支援金分の世帯別平等割額を5年間半額とする軽減措置です。

また、5ページの第21条国民健康保険税の減額については、第1号で6割軽減、第2号で4割軽減について規定していますが、医療給付費分と後期高齢者支援金分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、6割・4割の軽減額についても改正するものです。

なお、後期高齢者医療制度へ移行する者を特定同一世帯所得と規定して、その所得及び人数を含めて、4割軽減所得の判定を行ない、国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、5年間、従前と同様の軽減措置を受けることができるようにします。

また、後期高齢者医療制度へ移行することにより、被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の者について、激変緩和措置として2年間の保険税負担軽減措置があり、条例減免規定の中で、適用します。詳細については、取扱要領で規定します。

7ページの附則第3項から8ページの第6項については、平成18年度分及び19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例及び所得割額の算定の特例の規定ですが、これを削除します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 国保税条例であります。関係資料、細かい資料を出していただきまして、ありがとうございます。この中からお伺いいたしますが、今回の改正で、後期高齢者医療制度の中で、支援金というのが新しいテーマというふうに思います。それで、特例につきま

しては、今までも何度か議会で話をしてきていらっしゃいますが、医療費分については減額をされるということでありましたが、支援金ということで、これが増額ということで、最終的には負担増になるのではないかというふうに思うわけでありましたが、この試算表でいきますと、例えば1人当たり、もしくは1世帯当たり、もしくは標準的な例えば200万円の収入であるとか、そうした基本的な試算ではいかほどになるのかお伺いします。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 今のご質問の所得100万円から200万円程度の世帯で見ますと、一世帯当たり約1万円、1人当たり5千円から7千円程度の増額となります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうすると、やはり標準的な世帯の中で1万円、これでいえば1人当たり5,000円から7,000円の増になるということではありますが、そうしますと、御宿町においては、県内においても従前と同程度というところもあると思いますけれども、御宿町の世帯構成に関して割り当て額。収入の点ですね。このあたりは、今回の改正では支援金ということだろうと思います。

この支援金でありますけれども、これは例えば今後、後期高齢者の人数が多く、例えば、ただ医療費が高くて、支払うことができないといった場合は、この支援金というのはどうなるんでしょうか。厚生労働省の試算では、今後2年後というけれども、全国的には値上げとか上がるという試算がされているようでございますが、それについてこの支援金というのは、どういう制度になるのかということをお伺いしたい。

それから、もう1点は、国民健康保険税ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、やはり一応皆さん高くなる新たな人もこういう中で、どうしても国保税で増税を抑えていく、そういった流れの中で近隣市町村では一般会計から繰り入れまして増税を抑えていくと。これは軽減措置ですけれども、そういった対応により町民の負担を少なくしていく、これから高齢化が進んでいく中で、町が町民の立場に立って少しでも国保税を抑制する必要があるのではないのでしょうか。

これは町民が言われているわけですから、長としての判断が問われるわけでありましてけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 後期高齢者支援金は、今までの老人医療拠出金に変わり、現役世代の負担として、各医療保険者に割当てられます。

この割り当て額には、当町の75歳以上の過去の医療費等が算定に含まれるため、当町のよう
に高齢化率の高い町は負担の割合が強くなる傾向があります。

また、国保税の上昇を抑えるため、一般会計からの繰入金及び財政調整基金については、当
初予算において、1,500万円とりくずしをして国保の基盤安定を図っています。

現在、基金残高は500万円でこれ以上、国保税を抑制する財源の余裕がありませんので、改正
案の税率となったものです。

議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今、お尋ねの点ですけれども、負担の公平の観点から、十分検討をし
てまいります。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより13時まで休憩といたします。

（午前 11時59分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第7号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 御宿町営プール設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町営プールにおける良好な施設運営に資するため、一部利用料金を改定するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、よろしく決定くださいますようお願いいたします。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、議案第7号 御宿町営プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例の改正案につきましては、現行の利用料金は午後3時以降の入場者1名につき300円となっております。3時以後入場者の施設利用状況は、プール、シャワー、トイレなどの通常の利用者と何ら変わらないことや、ごみの排出量なども同様であることから、今回改正をお願いするものです。

具体的には、新旧対照表においてご説明しますので、よろしくをお願いします。

第6条第1項別表中時間割引券、午後3時以後入場者1名1回につき大人300円を500円に、区分欄に町外の4歳以上中学生までを300円と追加した理由につきましては、大人1,200円と小人500円の料金格差を廃止し、小人料金は現状の300円を維持しました。また、町外を追加した理由につきましては、現行の町内就学前児童の入場は無料であり、今回の改正で3時以後に有料になってしまうためです。

附則につきましては、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上で説明を終了いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） プール設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、一部時間割引券の改定の提案だというふうに理解をしておりますが、これはプール委員会でも審議されましたが、一定必要な措置であろうという結論に達した経過もございます。

さて、その中で、このプールにつきましては、これまでも経年劣化が激しい中で、やはり安心・安全、しかも快適なプールの利用、そのためにこの金額があるわけでありますから、そうした中で、今年のプールの運営について、最終的にどういう判断で行うというか、委員会では種々細かい説明もあったわけでありますが、間もなくプール開きも想定されているというふうに思うわけでありますが、ことしのプールの運営についての考え方について、それからこうした料金をちょうだいする上において、冒頭申し上げました安心・安全、そうした施設の維持管

理ですね、これについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、プールの運営につきまして、御宿町営プール運営状況につきましては、昨年度約240万円の赤字決算となるものでございます。このようなことから、入場者数を増加させる必要から、平成18年度からプール委員会からのご提案もございましたが、宿泊業組合との協議の中、割引券を宿泊業組合で作成し、実施しております。その結果としましては、約4.8%、790人ほどの入場者がございました。今年度は、さらに町内の飲食店を利用した町内のお客様を対象に、1割引の割引券を発行することを提案したところ、小人につきましては商店振興会で50円負担をいただき、結果的に大人は1,200円を1,080円、町外の小人500円を400円に、町内の小人300円を250円ということで、今年度しております。

この目的は、町内の商店での購入の動機づけや、町営プールの利用促進を関係者を含めた協働での活用を図るという目的で、今回お願いしているところです。今回も安全・安心の中で、いろいろご指摘もあった中で、傷んでおりますスライダープール等につきましては、ある程度必要なところにつきまして補修をかけ、また、ろ過装置修繕などについても事業計画の中で実施する予定で考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第11、議案第8号 平成20年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第8号 平成20年度御宿町水道事業会

計補正予算（第1号）について。

今回、お願いいたします補正予算は、4月の人事異動に伴い人件費を補正するものです。収益的収入及び支出予算の営業費用399万2,000円を減額し、水道事業費用の予算総額を2億8,649万2,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明しますので、よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに補正予算書の1ページ、第2条、収益的収入及び支出から説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億9,048万4,000円から399万2,000円を減額し、水道事業費用の総額を2億8,649万2,000円とするものです。

次に、4ページの事項別明細書にて説明いたします。

水道事業費用、営業費用、配水及び給水費4,898万7,000円から251万円を減額し4,647万7,000円とするものです。内訳といたしまして、職員給料141万4,000円の減、手当72万4,000円の減、法定福利費37万2,000円の減でございます。

続きまして、水道事業費用、営業費用、総係費2,027万円から148万2,000円を減額し1,878万8,000円とするものです。内訳といたしまして、職員給料72万4,000円の減、手当58万4,000円の減、法定福利費17万4,000円の減で、いずれも4月の人事異動に関する人件費の補正でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 水道会計補正、人事異動によるものというご説明であります。具体的に職級は幾つから幾つかに変わったんでしょうか。変わったわけでしょう。人事異動に伴って、それが級数が同じであれば同じなんでしょうけれども、等級がです。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今までは、6級職が一番上ですが、今度は5級職が一番上ということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 6級職から5級職に変わられたということですが、仕事の内容とすると、その職務権限の中で6級職、5級職の変更の中で水道事業の業務に係る問題と申し

ましようか、一番てっぺんは課長が環境建設水道ですか、所管されているというのは承知はしていますけれども、事務の中でそれは遺漏はないわけでしょうか、大丈夫なんでしょうか。水道事業を行うに当たって、直接やっている職員が6級職から5級職に変わることによって、事務の問題は起きないかということです。確認したいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今までの6級職が、今回4月から建設関係と水道関係を兼務させてもらうような編成をさせていただきました。そして、人数的には同じ人数ということで、水道企業会計には3名張りつけるという形をとっています。基本的には事務に支障は出ないと私は考えています。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第12、議案第9号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ205万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億2,109万7,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、特定健康診査実施に係る経費が不足したことに伴うものです。

なお、本補正予算（案）につきましては、去る6月6日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第9号の補正予算について説明いたします。

補正理由は、特定健診の診査事業に不足が生じることから、補正予算をお願いするものです。

6、7ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入は、その他繰越金205万2,000円を追加し、財源とするものです。

歳出について、7ページで説明いたします。

総務費、総務管理費の一般管理費、委託料75万6,000円の追加は、当初計画では国保連合会より支給されたパソコンを使用する計画でいしましたが、御宿町は特定健診の日程が早く、住民への問診票送付に間に合わないため、昨年度まで利用していました住民健診用のホストコンピューターにより対応するためのシステムの開発費でございます。

保健事業費、特定健康診査等事業費の需用費18万7,000円は、健診の問診票の印刷費として追加させていただくものです。委託料110万9,000円は、特定健診の受診者数が当初の見込みより増加したことによる健診委託の追加と、国保連合会への共同事務処理手数料の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ205万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億2,109万7,000円とさせていただきますのでございます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 国民健康保険、国保会計の補正ということではありますが、特定健診業務に係る補正ということではありますが、まず一般管理費の中で、ただいまのご説明ですと、町独自のソフト開発を行ったということで、この財源内訳をみますと、一般財源が充当されているというふうに思うわけではありますが、これは国・県から来たものでは間に合わないということで、町が独自に開発をされたということでもありますけれども、これは例えば健診がもっと遅くて、国・県から来たそういう機械を使った場合と、今回の場合では金額的にどうなんですか。早くやることも大切ですし、この中で節約できたということなんですか、それについてちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、特定健診、これも近隣の中では多分一番早い時期にやられたのかなというふうに私も認識しております。かなり細かい案内、また現場についても非常に丁寧な対応があって、

送迎もついて、また帰りにつきましても、あいた職員で自宅まで送迎すると、またそういう中では近隣の住民の皆さん、地区ごとにやっておりましたから、では、私が一緒に帰りに乗せていきましょうかというような声も聞かれておったわけでありませう。

具体的内容については一般質問に移しますが、今回やった特定健診の中で、増額補正ということですので、これは当初予算額では何名を予定していたか、それが実際に何名の健診だったのか。

それから、とりあえず今般御宿がやったような非常に丁寧な対応というのは、大都市部では非常に困難だというふうに思うんですが、ちなみに大都市部、比較的大きい自治体ではどのような形でこれをやられているのでしょうか、そういう大都市部と今回とった御宿とでの、委託業務で今回やられているわけでありませうけれども、その辺の金額の差異、1人当たりというのがわかりやすいですかね、かかった経費で言うとわかりやすいかもわかりませうけれども、そういったような差異というのはあるんでしょうか、それについてお聞かせ願いたいと思ひませう。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 委託料につきましては、早くしたことで、御宿町独自のものを入れたということでありませうして、国保連合会から支給するものよりは、およそ30万円ぐらひは多くかかったんじゃないかと思ひませう。

また、次に受診者についてですけれども、当初では790人を見込んでおりました。率にすると30%で見込んでおりましたが、実際937人で約37.5%という受診率となりました。

次に、健診の方法なんですけれども、都市部では病院へ行きなさいよという健診票を配布、近隣ですと、茂原市あたりですけれども、その費用ですと1万円から1万2,000円ぐらひ病院に支払う。集団検診ですと約7,700円ほどで済むという結果でござひました。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めませう。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行ひませう。

議案第9号に賛成の方は挙手願ひませう。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決ひました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第10号 平成20年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 平成20年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ3,199万7,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,951万5,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、平成19年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第10号の補正予算の説明をいたします。

補正理由は、平成19年度老人保健医療費確定に伴い、法定負担率に基づく精算でございます。事項別明細について、5、6ページで説明いたします。

歳入の審査支払手数料交付金として、過年度分の18万2,000円の増額補正でございます。

繰越金は、平成19年度会計の繰越金で、計上額3,181万5,000円です。

歳出について、6ページで説明いたします。

諸支出金、償還金、償還金利息及び割引料として2,624万7,000円の追加です。これは支払基金国・県への平成19年度精算医療費の償還分です。

繰出金については、平成19年度の医療費分の精算で、一般会計への繰出金575万円の追加でございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,199万7,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,951万5,000円とさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第14、議案第11号 平成20年度御宿町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第11号 平成20年度御宿町一般会計補正予算(第1号)についての提案理由を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに680万円を追加し、補正後の予算総額を27億7,680万円とするものです。

主な内容につきましては、サン・フランシスコ号漂着400周年記念事業関連を初め、先の定例会において議決いただいた活力あるふるさとづくり基金への積み立て、さらには人事異動等による人件費調整を各費目にわたって行っております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) それでは、議案第11号 平成20年度御宿町一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ680万円を追加し、補正後の予算総額を27億7,680万円と定めるものです。

補正の主な内容ですが、サン・フランシスコ号漂着400周年記念事業において、事業内容が具体化したものに係る予算の追加や、活力あるふるさとづくり基金への積み立て、さらには緊急度の高い町道の補修費用を組み込むほか、人事異動や共済掛金率の変更に伴い、各費目にわたり人件費の調整を行いました。

補正財源としましては、老人保健特別会計における精算繰入金475万円や平成19年度からの繰

越金238万2,000円を充て、収支の均衡を図りました。

次に、第2条でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為を定めたものです。内容につきましては、第2表、債務負担行為補正によりご説明いたしますので、予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為を設定する事項は、サン・フランシスコ号漂着400周年、日西墨三国交通発祥記念碑建立80周年記念公募展で、期間は今年度から来年21年度までの2カ年間、限度額を200万円とするものです。

内容は、史実にちなんだ人類愛や友好親善をテーマに、絵画や写真等の平面作品を募集し、全国に向けて史実のすばらしさや人類類のメッセージを発信しようとするもので、今年度につきましては、ポスター、パンフレット等を作成し、6カ月間の応募期間を設けた上で、来年度において入賞作品の決定・表彰並びに展示等を行う予定であります。

それでは、補正予算の各費目にわたります詳細について、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

8ページをお開きください。

初めに、歳入予算ですが、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目商工使用料で20万円は、先ほどの条例改正に伴い、町営プールの時間割引入場料が300円から500円に変更となることから、その増収分について過去の実績を勘案し、追加するものです。

次に、14款国庫支出金ですが、2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金で125万7,000円を計上、これは平成21年5月からの裁判員制度施行に伴う候補者名簿管理システムの構築に係るもので、システム改修費用の全額が交付されるものであります。

15款県支出金ですが、2項県補助金、6目教育費県補助金の3万円は、B & G海洋センターを会場に実施しております放課後子ども教室事業費に係るもので、教室運営費の3分の2が補助されますが、参加者数が当初の見込みを上回り、指導員を増員したことによる追加補正であります。

続いて、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、先の定例会にて議決いただきました活力あるふるさとづくり基金条例に係るものであり、今年4月1日に施行して以来、10件、27万円の寄附がございましたので補正計上するものです。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金475万円につきましては、老人医療費に係る一般会計法定負担分の精算による繰り入れです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成19年度からの純繰越金で238万

2,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

次に、20款諸収入、2項雑入、4目雑入につきましては、208万9,000円の減額、内訳としましては、高齢者に係る訪問販売の被害防止対策が、宝くじ収益金を原資とする長寿社会づくり事業補助金の採択を受けましたので、54万4,000円の追加補正を行う一方、特定健診に係る後期高齢者医療広域連合からの委託金について、受診者数の実績に基づき263万3,000円を減額するものです。

以上、歳入予算として合計680万円を追加補正しております。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。

10ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費ですが、人件費に係る補正です。以降、各項目にわたり人件費の補正を行っていますが、人事異動や共済掛金率の変更によるものであり、個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費ですが、1項総務管理費、1目一般管理費については、人件費の調整のほか、13節委託料で125万8,000円、歳入でご説明しましたが、裁判員制度の施行に伴い、裁判員候補者について公職選挙人名簿に基づき抽出する必要があることから、住民基本台帳システムの改修を行うものです。財源につきましては、全額国からの交付金を受けて実施するものであります。

4目企画費ですが、9節旅費で5万円、これは400周年記念事業に関し、企画実行委員の方々に、企業協賛やメディア協力の依頼を行っていただく場合の交通費の費用弁償であります。11節需用費の27万4,000円は、記念事業に係る国関係の国旗購入など消耗品費で12万円のほか、ポスターや企画書に係る印刷正本費15万4,000円です。13節委託料90万円は、記念事業に係る街頭フラッグを作成するものです。史実に対する町民の皆様の機運の醸成や町外に向けた情報発信を目的に、国道、駅前通り、海岸道路を中心に、商工会のご協力をいただきながら、町内の街路灯につり下げを行います。

11ページに移り、10目活力あるふるさとづくり基金積立金ですが、25節積立金で27万円、歳入予算にてご説明したとおりで、10件27万円の寄附がございましたので、条例に基づきその全額を積み立てるものです。

2項徴税费並びに3項戸籍住民台帳費は、人件費の調整です。

続いて、3款民生費ですが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、人件費調整、2目老人福祉費につきましては、11節需用費で54万9,000円の追加。高齢者の訪問販売における被害防止対策として、うちわやステッカー等の啓発物品を購入するもので、このたび補助採択を受け

た長寿社会づくり事業交付金を充て、実施するものです。

2項児童福祉費、3目保育所費ですが、4節共済費は掛金率の変更による補正であります。11節需用費の20万2,000円につきましては、スクールバスの自動ドアが故障したことによる修繕料であります。13節委託料60万円は、特定健診などの保健事業の拡大に伴い、栄養士業務が増大したことから、保育所の給食管理について業務委託するものです。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費ですが、人件費の調整のほか、7節賃金111万円につきましては、当初保健師2名の採用を予定しておりましたが、確保できなかったことから臨時で対応するための賃金補正をお願いするものです。

3目環境衛生費、18節備品購入費9万3,000円は、ミヤコタナゴ生息地の環境保全のため、周辺休耕田を復旧し、水稻の作付を行っておりますが、イノシシの被害を防止するための防護さくを購入するものであります。

5目保健指導費は、人件費の補正です。

13ページに移りまして、2項清掃費ですが、こちらも人件費の調整を行うものです。

4項予防費、1目予防費ですが、11節需用費で6万5,000円、特定健診に係る問診票の印刷費であり、当初、国保連合会から配布させるシステムを使用する予定でありましたが、運用開始がおくれたことから、緊急に対応したことによるものであります。12節役務費2万8,000円の減額につきましては、特定健診の結果通知に係る郵便料であり、歳入補正同様、当初480名の受診者を見込んでおりましたが、実績では126名であったことから、不用額を減額するものです。13節委託料267万4,000円の減額、内訳としましては、後期高齢者健康診査委託料について、実績に基づきまして271万5,000円を減額、また特定健診等共同処理手数料について4万1,000円の追加で、健診の結果管理については、国保連合会が一括して行うことから、管理手数料として1件当たり324円を支払うものであります。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費ですが、1目農業委員会費、2目農業総務費、いずれも人件費の調整であります。

14ページに移りまして、3項水産業費ですが、岩和田漁港整備事業に係る事業費支弁人件費の調整であります。

6款商工費、1項商工費ですが、1目商工総務費は人件費の調整、3目観光費は人件費の調整を行うほか、11節需用費で80万円、これにつきましてはメキシコ記念塔の国旗掲揚ポールについて、現在2基設置されておりますが、3国の交通発祥記念碑であり、スペイン大使館側からも強い要望がありましたので、掲揚ポールの移設及び追加設置をしようとするものであります。

す。

15ページに移りまして、5目町営プール管理運営事業については、歳入において条例改正に伴うプール入場料の追加補正を行ったことによる財源の更正であります。

次に、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、人件費の調整に加え、14節使用料及び賃借料で25万3,000円の追加、現在使用しております土木積算システムが12年を経過いたしまして、データ更新ができないことからバージョンアップするもので、追加需用額を補正するものであります。

2項土木橋梁費、1目道路維持費は、15節工事請負費で120万円の追加です。内容といたしましては、八坂神社下の揚水ポンプが故障し、雨天時には雨水が民家の床下まで浸水してしまうことから、緊急にポンプの取りかえを行うものです。また、強風等による道路の堆砂撤去費につきまして、安全管理の観点からもこのたびあわせて補正をしております。

4項都市計画費、4節共済費で掛金率の変更による補正であります。

5項河川費、1目河川総務費、15節工事請負費で7万円、清水川、高山田地先において、暴風雨により倒木があったため、その撤去費用について補正するものであります。

続いて、9款教育費ですが、1項教育総務費、2目事務局費については、人事異動による人件費の調整です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、人件費の補正のほか、17ページに移りまして8節報償費で4万5,000円の追加、放課後子ども教室事業において、当初30名参加を見込んでおりましたが56名の参加申し込みがあり、児童の安全面を考慮し、ボランティアによる指導員を増員したことによるものであります。

なお、財源につきましては、歳入予算にてご説明いたしましたが、経費の3分の2については県の補助金が交付されております。

11節需用費から14節使用料及び賃借料までは、サン・フランシスコ号漂着400周年記念事業関連であり、ピアノコンサートに係るポスター、チラシ等の印刷製本費として需用費で25万4,000円、コンサート用ピアノの搬送料など役務費で19万4,000円、歌曲の制作費として業務委託料で60万円、また使用料及び賃借料59万9,000円は、黒沼ユリ子さんがコーディネートするオペラ「夕鶴」について、御宿中学校の生徒全員を派遣するもので、チケット及びバス代について計上いたしました。

なお、バス代については、一般の方々の利用枠1台分も含めて補正しております。

2目公民館費は、7節賃金で131万2,000円の追加、公民館事業の拡大や職員の長期研修への

派遣等により、臨時職員 1 名を配置したことによるものであります。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費は、共済掛金率の変更に伴い、4 節共済費で 2 万 3,000 円を追加するものです。

2 目体育施設費は、公用車の廃車及び購入に係るもので、これまで使用しておりましたワンボックスカーが、老朽化により修理が困難となったことから、当初予定しておりました車検整備費について、11 節需用費で 6 万 7,000 円、12 節役務費で 3 万 1,000 円、27 節公課費で 5 万 1,000 円をそれぞれ減額いたします。購入に当たっては、利用頻度の高い軽トラックを予定しており、18 節備品購入費で 21 万 9,000 円を追加補正するものであります。

3 目学校給食費につきましては、4 節共済費で 5 万 9,000 円の追加、掛金率の変更によるものです。

以上、歳出予算総額 680 万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を 27 億 7,680 万円とするものであります。

なお、18 ページにつきましては、このたびの債務負担行為補正を行いました、サン・フランシスコ号漂着 400 周年記念、日西墨三国交通発祥記念碑建立 80 周年記念公募展に係る、当該年度以降の支出予定額等に関する調書について、地方自治法施行令第 144 条第 1 項第 3 号の規定により調製したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 一般会計補正予算であります。今、丁重な説明もあったところでありますが、12 ページ、老人福祉費で消耗品費の補正ということで、訪問販売の被害防止などのステッカー、うちわと説明にありましたが、そうしたものが内容だということですが、訪問販売の一部それに該当するのではないかと思います。昨今のテレビニュースなどの報道によりますと、いわゆる電話を使ったオレオレ詐欺というんですか、それも昨今は非常に巧妙になって、被害額も年々ふえているという報道もありました。特に高齢者の方々は非常に危険が多いのではないかとこのように思うわけですが、今回は消耗品費ということで、そうした防止のための啓蒙品という事業内容でございますが、やはり私は継続的にそうした方々、特に高齢者の方々への教室と申しまししょうか、講師をお呼びして、そうしたものを防止するための講演会と申しまししょうか、そうしたものをやはり継続的にやっていく必要があるかと思うのです。

朝食食べたものも、ちょっと夕方には何を食べたかと我々もそういう状況なんですけれども、やはり高齢者の方々は、日々そういう形で啓蒙していただくということが大変大事であろうかなと思います。私個人が受けた相談におきましても、農業者年金をすべて高額の布団を買って、ほとんどそれも使用されていないというふうな中で、生活に困窮しているというふうな相談を受けたこともあります。そうした被害を起こさないためにも、そうした啓蒙が大事だろうと思いますが、それについての考え方をお聞かせ願いたいというふうに思います。

もう一つ、同じページの衛生費であります。保健衛生総務費の中で、きょう冒頭保健師さんの新規のご紹介もいただいたところでありますが、最終的には1名ということで、たしかこれは2名の募集だったかと思いますが、それも先ほど説明があったとおり、4月1日からの予定であったというふうに思うわけであります。見てみますと、本来であれば、本来といいますが、実態の業務を見てみますと、昼間明るい時間帯にはやはり保健業務と、実際的には保健事務もやっていらっしゃるということで、どうしてもそれは夕方になってしまう。それもやはり積み残すとどんどんたまってまいりますので、その辺がやはり非常に激務になっているのではないかと思うんです。

大変、こういう一定の職を持った方というのは、今後やはり職員にとっていただく上においては、定職を持った方をとっていただきたい。それから、冒頭町長からお話しありましたが、既に超過達成をしていると、職員適正化という部分では、私はやはり今の職員状況は異常ではないかというふうに思うわけであります。そういう意味におきましても、今後さらにこうした方々をふやしていただいて、やはり保健業務をきちんとやっていただく。事務は事務でやっていただくと、さらにそういう専門知識があれば、事務もそつなくこなしていただける、間違いない事務をこなしていただけるというふうに思うわけでありますので、今後、残る1名の手だてですね、さっきちょっとお話もありましたが、それと今回の保健師業務、それからそういう全般な事務も含めて、やはりもう少し私は整理整頓をして、より専門性の高い形で問題が起きないような、事故の起きない形でやはり対応していただきたいと思います。それから定着率を高めてほしいと、これが一番の根本なんですけれども、そこも含めまして考え方をお聞かせ願えればというふうに思います。

もう1点、同ページの保健衛生費であります。これはミヤコタナゴ保護という中で、さくを購入ということですが、確かにコアセンター、小学校の環境学習ということで実施されたというふうに伺っております。市の予算の中では2タイプ本年度予定されているというふうなお話しもあったかと思いますが、この観光不況ラッシュも終わっているというふうに思い

ますので、結果の報告をいただきたいというふうに思います。どういう内容だったか、それについてまずお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 民生費の12ページの老人福祉費の消耗品の件ですけれども、訪問販売の被害を受けない対策としての事業費を計上したわけですけれども、これにつきましては、まずライセンスを持っている方が、認知症などを持っている家族へ頻繁に訪問することが大事でございます。それを防ぐために、常にケアマネジャー等に必ず訪問数の数を多くするようお願いしています。また、社協などで行っておりますふれあい会食会などで、老人たちが多く集まる会などにも、私どものほうから出向きまして訪問販売やその他被害に遭わないような啓蒙はしていきたいと考えております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 保健師についての採用の見込みということでありまして、保健師につきましては6月10日付で1名採用することができたわけでありまして、まだ、定足数には達していないと考えております。今後、引き続き募集をしてまいりたいと考えております。

保健師につきましては、ご指摘のように、これからまたさまざまな制度を考え合わせて、業務が増えてきているという状況でありますので、早急に募集を図ってまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、ミヤコタナゴ関連と申しますか、小学校で自然観察会を昨年からは始めております。今年度は5月27日に御宿小、布施小の5年生の子供たちを対象に実施いたしました。このときに観音崎博物館の先生方3名、それと御宿にあります海生研の職員の方2名のご協力をいただきまして、現地において子供たちに地域の植物、動植物についていろいろと話をさせていただきまして、自然の大切さ等を話していただきました。

この事業につきましては、引き続いて今後7月8日、それと10月28日に実施するということが予定しています。今後の対応としまして、今回の先生方は引き続き協力していただけるということでありまして、このほか地域の方々を講師にお願いするなどして、子供たちに自然に興味を持ってもらう、自然の大切さを学んでもらうということ、引き続き実施していきたいと思っております。

そのほかに、今年御宿小学校では生物クラブを立ち上げました。その中で、今、小学校で飼

っているミヤコタナゴの飼育にいろいろ関心を持って、記録等をとっているという状況です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。私も今回の自然観察会に同行させていただきましたが、特に最後に先生がおっしゃっていた中で、私が非常に心にとめたのは、やはり地域を誇りと思ってほしいというふうに言われたのが、非常に心に残っております。本当に、長い年月がたって、やっとここまで来たのかなというふうに思います。実態は大変厳しい状況ではありますが、今回の環境の改善ですね、それから地域の皆様のご協力、また学校の子供たちが本当に喜々として体験をしているという、本来的な方向に一歩一歩進み始めたというふうに思うわけでありまして、これは単年単年では非常に、役所というのは1年度ごとの事業年度なんですけれども、やはりそれを積み重ねていくということが大事でありますし、さらに幅広く、厚みを持った形でやっていただきたいと思っております。

現場のほうも環境状況を言ってきましたけれども、年々生息環境は厳しくなっているというふうに認識しておりますし、大変多忙な中ではありますけれども、やはり国の天然記念物でありますし、ぜひ御宿町にそういう誇りを存続していただきたいなというふうに思うものであります。

次に、移ります。

17ページであります、教育費の中で指導員報償費ということで、これは放課後子ども教室、これが30名から56名に増えたということで、増員をして対応されるということで、これは効果が高かったと、あったということで大変うれしい報告かと思っておりますが、この子供たちの参加がふえているという要因については、教育委員会としてはどういう把握をされておるのでしょうか。私、近隣にもちょっと聞いてみましたが、近隣もこうした事業をして参加が大変増えているというお話も伺っております。本町においては、どういう内容であるというふうに把握されているのか、お伺いしたいと思います。

それから、公民館費の中で、臨時職員賃金ということで、これは研修に行かれるというようなお話があったわけでありまして、B & G、これは水泳などいろいろなスポーツを含めて専門的知識が必要である職域であろうというふうに私は思うわけでありまして、そうした人が、インストラクターと通常お呼びしますかね、そうした方は今何名いらっしゃるのでしょうか。幅広くいろいろなスポーツ、例えば野球から、水泳から、柔道から、剣道からたくさんあると思うんですけれども、それをすべて網羅しているのかしていないのかも含めて、基本的な施設そのものはかなり多様な、あとテニスもありましたね、あそこは。そういうものをB & Gの施

設は備えているというふうに思うわけですが、そうしたスポーツの種別とインストラクターとの関係、人数と、それからそれが充足していなければ、私は数日前に、これは学校授業の中ですけれども、水泳の中で授業中に事故が発生したという報道も受けております。そうした中で、きちんとやはり専門知識があった中で指導していくというのが、このB & Gの施設の運用の大きな一つの観点だろうというふうに思うわけでありますので、その辺についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、もう1点、最後学校給食費であります。これは共済費という名目で補正がかかっているわけでありますが、昨今、非常に物価が値上がりしております。そうした中で、父母のほうからも給食費の値上がりはないのかという心配の声も上がっております。また、内容についてもこれまでは非常に細かな手だてを行っていただいているというふうに思うわけであります。関連になるのかと思いますが、この際ですので、学校給食、現状どうなのか、今後どうしていくのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 初めに、放課後子ども事業の参加者が増えたということ、その要因についてはという質問だと思うんですけども、御宿の場合には、保育所のおかげから年中・年長ですか、保育所の2年間をリズム教室というか、リズム体操ということでB & G体育館で教室を開催しています。これが大変好評でして、数年前には保育所を卒園した小学校1、2年生を対象に、海洋センターで体操クラブのようなものを行っていた時期がありました。それがやはり指導者の関係から取りやめた経緯がありまして、卒園後もリズム体操教室そのものを引き継いでできないかという要望もありました。

今回、放課後子供教室を立ち上げるに当たりまして、わいわい教室ですとか、公民館で行っている事業のほかに、体を動かす事業をやったらどうかということで、試行的に2月から3月にかけて子供たちを対象に実施しましたところ、30人近くの子供が参加しました。それが大変好評でしたので、本格的に今年度から始めようということで募集をかけましたら、予定していました30人が56人という約倍にふえたという状況であります。

この要因については、やはりリズム体操の効果が保護者に浸透している中で、引き続き子供を参加させようということで好評を得ているというように考えております。

現在、長期研修に行っていますインストラクターの件ですが、このインストラクターにつきましても、海洋センターにおきまして水泳の実践指導を行わなければならないということと、施設の管理運営に携わって、青少年の健全育成、また地域住民の健康づくり、こういったこと

に必要なボランティアの育成を推進する立場の指導者を置くということが定められています。ここ2、3年、御宿町のB & G海洋センターにはインストラクターの配置はしておりませんが、やはり必要な人員の配置はしなければならないということから、今回研修に行っているところです。

実際に今までインストラクターとして研修に行っている職員は、現在2名の職員がほかの課で業務を行っておりますが、なかなか少ない人数の中で人員配置をするというのは難しく、これからはやはりインストラクターの資格取得については随時職員に研修に行ってもらような体制が必要になるのではないかとこのように考えております。

次に、給食費の関係ですが、県内の給食費の状況を見ますと、御宿町は大変高い順位と申しますが、高いクラスに当たっております。中学校320円、小学校270円の状況の中で、高いからといって、対応がうまくやっていけるのかというと、なかなかそういうわけにはいかなくて、やはり現在の物価高の中では、栄養士ともに苦慮しているところです。ただ、御宿の場合には、栄養士の献立の中で手づくりを心がけるということで進めていますので、品物が上がった分を手づくりで数をふやすというんですか、でき合いではなくて手づくりの中で何とか調整できるということで、今のところ値上げの方向では考えていません。材料費を何とか工面した中で、給食の献立を立てていく、そういった努力をしている状況であります。

おかげさまで、よそで問題になっております給食費の滞納についても、非常に少ない状況でありますし、子供たちの残滓、残す量も1割まではいっていない、よそから比べると大変いい状況ではないかというふうに考えています。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより2時15分まで休憩といたします。

（午後 2時03分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時20分）

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第15、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、関 英昭。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかしながら、政府は、教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまでに義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2005年11月、三位一体改革の論議の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用負担の割合については、さらに2分の1から3分の1に縮減しました。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され、全額都道府県に税源移譲された場合、7都府県を除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。多くの県では財源が確保できずに、40人学級など現在の教育条件の維持が危惧されます。このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給料を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたく、お願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

日程の追加について

議長（新井 明君） お諮りいたします。

ただいま提出者、白鳥時忠君、賛成者、貝塚嘉 君、新井 明、石田義廣君から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（新井 明君） 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 発議第1号。

平成20年6月19日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉、新井 明、石田義廣。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うもので、義務教育の基礎づくりは国の責務であります。

しかし、政府は、教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目をはずし、一般財源化してきました。

今後、見直しがさらに行われると、厳しい地方財政を圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすこととなります。

国は、21世紀の子どもたちの教育に責任をもつとともに教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、意見書を提出するものです。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）。

内容に関しては、先ほど発言した内容と同じですので、割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日、御宿町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、財務大臣、額賀福志郎様、文部科学大臣、渡海紀三朗様、総務

大臣、増田寛也様。

よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第16、請願第2号 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉県いすみ市大原7400 - 10。

団体名、千葉県教職員組合夷隅支部、支部長、小高英之。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願理由。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの

安全確保等の課題が山積しています。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

1、子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2、少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助にかかわる予算を拡充すること。

4、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境条件を整備すること。

5、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

6、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、請願第2号を採択することに決しました。

日程の追加について

議長（新井 明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者、白鳥時忠君、賛成者、貝塚嘉 君、新井 明、石田義廣君から、発議第2号 国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（新井 明君） 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 発議第2号。

平成20年6月19日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、貝塚嘉 、新井 明、石田義廣。

国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を持っております。

しかしながら、社会の変化とともに子どもたちを取り巻く環境も変化し、諸課題が山積みしています。子どもたちの健全育成を目指し教育環境の整備を進め、憲法・子ども権利条約の精神を生かし、よりよい教育を保障するため「国における平成21（2009）年度予算編成にあたり教育予算の拡充をお願いするため意見書を提出するものです。

国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

内容に関しては、先ほどと同じですので割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日、御宿町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、財務大臣、額賀福志郎様、文部科学大臣、渡海紀三朗様、総務

大臣、増田寛也様。

よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

一般質問

議長（新井 明君） 日程第17、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

白鳥時忠君

議長（新井 明君） 通告順により、2番、白鳥時忠君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

まず一番初めに、自動車税の手数料収入について。

昨年6月の定例議会にも同様の質問をさせていただきましたが、今年度の見込額と今後の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 渡辺会計室長。

会計室長（渡辺晴久君） それでは、自動車税の手数料収入について、今年度見込み等についてお答えさせていただきます。

自動車税等の県税の取り扱いに対しましては、取扱額の2%が県税取扱費といたしまして、

県から町へ交付されております。

今年度の県自動車税につきましては、5月上旬に発送されたところでありますが、県自動車税事務所へ確認したところ、平成20年度における御宿町町内の課税対象台数は2,719台で、課税総額は約1億299万5,000円とのことであり、これらのすべての取り扱い手数料につきましては、205万9,900円となります。

当町、会計室での県自動車税の取り扱い状況でございますが、6月18日現在で取り扱い税額は2,135万5,200円、件数にして571台分でございます。これは総額の約20.7%に当たる税額が、会計室での納付での納付にご協力いただいたことになりまして、取り扱い手数料といたしましては42万7,104円が現在のところ収入となる見込みでございます。

昨年度6月末での会計室での県自動車税の取り扱い額が2,149万9,000円、全体に占める割合が20.4%ですので、ほぼ同じような取り扱いの状況になっており、今年度の最終的な収入額といたしましては、平成19年度の取り扱い収入額の47万595円とほぼ同額程度になると見込んでおります。

県税取り扱いの一部が町の収入となることにつきましては、昨年度から周知し、会計室窓口での納付のご協力をお願いしているところでございますが、今年度は広報御宿4月号、またお知らせ版5月10日号に掲載するとともに、区役員会議等で周知し、会計室窓口での納付のご協力をお願いしてまいりました。

県税の納付に関しましては、コンビニエンスストア等での納付など県といたしましても、納付機会の拡大を図っているところでございますが、町広報紙等をご覧になり、町に手数料が入るならと窓口にいらしてくださる方も少なくなかったと認識しております。数字の面から見ましても、取り扱い手数料を広く周知する前の平成18年度の県税取り扱い手数料が約13万円でしたので、手数料収入の伸びは住民の方々の町への気持ちそのものであると考えており、深く感謝いたしているところであります。

今後につきましては、県税納付につきましては、銀行を初めといたします金融機関やコンビニエンスストアなどで取り扱ってきた実績もございます。これら民間の実績等とのバランスなどに十分配慮しながら、皆さんにご理解をいただける範囲でご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、今年度の取り扱いの状況とご協力へのお礼につきましては、昨年度と同様、お知らせ版に掲載してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

2番（白鳥時忠君） 昨年も同様のことを言ったと思うんですが、二百数万円に関しては、これは純利益だと思しますので、そのところを十分認識して取り組んでいただきたいと思います。また、昨年と同様額、現時点で42万円ちょっとだと思うんですが、これは始まるに当たって、目標額を決めたりするんでしょうか。徴収目標額というか、徴収ではないですね。

議長（新井 明君） 渡辺会計室長。

会計室長（渡辺晴久君） 目標額というと、予算ということで、予算の中で取り扱い手数料の金額を設定しております。また、手数料につきましては、議員からご指摘ありましたが、純利益ということで会計室といたしましても、ゼロ予算事業の一つとして、会計室挙げて取り組んでいるところでございます。

2番（白鳥時忠君） 例えば、これ大きい事業所さんとか、台数多く持っている個人の方のところには、声かけなりというのはしているんでしょうか。

議長（新井 明君） 渡辺会計室長。

会計室長（渡辺晴久君） 本年度は、特に事業所、または台数の多い方々に個別に当たるということは、実施はしておりません。

2番（白鳥時忠君） それは前年度大きい事業所さんとか、台数多く持っている個人の方に当たっているからということでしょうか。それともそれ以外の理由があるのか。

議長（新井 明君） 渡辺会計室長。

会計室長（渡辺晴久君） 前年度、事業所等につきまして回ったという実績ございますので、そちらのほうについてはある程度周知がされているという認識から、一般の方々に対する広報、お知らせ版に対しての周知を強化したところでございます。

2番（白鳥時忠君） はい、わかりました。ぜひとも先ほども言ったとおり、純利益と考えておりますので、これからもよろしくお願いします。

次に、移ります。

御宿町活力あるふるさとづくり基金について。

この御宿町活力あるふるさとづくり基金について、これは画期的なことだと思ひまして、自分もこれを提案されたときに、素晴らしいものだし、これからこういう形で住民とか、あと御宿町にゆかりの多い方に、寄附を募っていったら理解していただければと思います。

それで、御宿の広報、こちらにも26万円、先ほど27万円とありましたが、こういう形で大きく載っていてすごくわかりやすいと思います。それで、今現在の基金の現状と、これからの周知についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 御宿町活力あるふるさとづくり基金につきましては、さきの第1回定例会において条例の議決をいただき、4月1日から施行しております。

基金の現状につきましては、先ほども一般会計の補正予算のところでご説明しましたとおり、5月末の段階で10件確認いたしまして、27万円の寄附をいただいております。その後、6月に入りまして企業1社で4万円の寄附がありましたので、現在では31万円となっている状況であります。

次に、周知でございますが、3月11日に条例公布にあわせて、県政記者クラブを通じて情報提供を行ったところ、県内初の試みということで、読売新聞や日本経済新聞、千葉日報などの新聞等で大きく取り上げていただきました。また、町のホームページにおいても、活力あるふるさとづくり基金のコーナーを設けまして、インターネットを通じて広く情報公開しておりますが、現在では月当たり250件程度のアクセスをいただいている状況であります。

町内向けといたしまして、広報3月号にて制度の内容、前回、議員さんもお示しになりました5月号で、5月25日現在の4月のお知らせ版でお知らせをいたしました。また、別荘の多い御宿台区につきましては、総合案内の中に制度案内をさせていただくなど、多方面からのご協力をいただきながら、周知に努めているところでございます。

議員、ご質問の今後の周知に係る予定でございますが、ホームページや広報紙において、随時運用状況等をお知らせすることに加えまして、各イベントを通じて周知や企業に積極的な働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。また、近隣のいすみ市や勝浦市におきましても、同様の制度創設に向けて準備が進められているということも聞いておりますし、館山市においては6月定例会に条例案が提案されるということも伺っております。

今後、こうした制度を着手する自治体が一層増加いたしまして、地方税制度の改正に加え、新たな資金の流れが形づくられるというふうに考えておりまして、お寄せいただいた寄附金の有効活用はもちろん、多くの方々の有志、また関心を向けるような町づくりに一層努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（白鳥時忠君） 確認なんですが、課長は、先ほど250件アクセスがあると言われたのは、ホームページのアクセスですか、それとも何のアクセスでしょうか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ホームページの中に基金条例の新しい項目がございますので、そこにアクセスしたのが250件ということでございます。

2番（白鳥時忠君） そうすると、ホームページを見て、その後こちらですよ、ふるさと基金は。こちらへのクリック数が250件ということですか。わかりました。

先ほど、イベント等でも周知を図っていきたいというように言われていましたが、例えばイベント、この夕鶴や何かもそうだと思うんですけども、この会場で基金の前に募金という形でこの寄附に賛同していただけるというか、この趣旨に賛同していただける方に、募金をもらうということは可能なんですか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それは不可能ではないと考えますが、今、私どもは積極的に行っていますのが、議員の皆様は資料等をお配りしましたけれども、とにかく400周年事業を来年度に向けて進めたいと思いますので、企画実行委員の皆様を含めて、そういう方々から関連のある企業等も含めて、団体も含めて、この制度の中で寄附をいただければということで、皆様のほうに頑張ってください、ご協力いただければと思います。

また、今後イベントの中でも、そういうコーナーを設けて、町であるということで、寄附のほうをお願いしたいということを知りてまいりたいというふうを考えております。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。ぜひとも御宿のふるさとづくり基金、これがどんどんふえていって、事業を行えるようになるよう、私も微力ながら周知していきたく思います。

次に、移ります。

御宿小学校並びに公共施設の耐震補強工事について。

現在の状況と今後の対応について、お聞かせ願います。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、御宿小学校並びに公共施設ということで、初めに御宿小学校の耐震補強工事についてお答えします。

大地震発生によります被害は、最近では中国の四川大地震、去年は新潟中越沖地震、5日前には岩手・宮城内陸地震など、甚大な被害が続出し、改めて耐震補強の重要さを感じているところであります。

御宿町では、学校教育施設の耐震化に取り組み、御宿中学校の校舎につきましては、ご承知のとおり平成17年12月の竣工によりまして、耐震性に問題のない建物で生徒たちは勉学に励んでいるところです。御宿小学校の校舎及び屋内運動場につきましては、耐震診断を平成18年10月から実施いたしまして、平成19年2月に出了した結果で、危険性が高いという診断でありま

したことから、予定しておりました中学校の屋内運動場の改築工事を先送りとして、急遽平成19年度から2カ年事業によります御宿小学校の工事を、屋内運動場の耐震補強工事と大規模改修を実施することとしまして、今年の1月21日に工事契約の議決をいただき、現在工事中、工事を進めているところであります。

この工事を着工するに当たりましては、児童が校舎等を使用する中で工事を行いますことから、学校関係者を含めて業者、管理者、事務担当者との間で、具体的な日程、工事内容の確認等細かい綿密な打ち合わせを行ってきているところです。工事に当たりましては、原則週1回の割合で定期的に連絡調整会議を開催しまして、学校授業等に支障を来さないような配慮をしながら工事を進めています。

工事の中間進捗状況についてご報告いたしますが、初めに校舎棟ですが、校舎棟につきましては、当初足場を校舎全体にかけて工事を進める予定でありました。ところが、全体にかけますと教室が暗くなること、それによります子供たちが閉塞感を感じることを考慮しまして、児童の教育環境に少しでも配慮することができるのではないかとということで協議した結果、工程を変更しまして、部分的に足場をかける工事とすることで了解を得まして、最初に北側に足場をかけて工事を始めました。この北側の足場をかけて、屋上の防水工事、それと外壁工事、そこから工事を始めたところです。

防水工事につきましては、とにかく御宿小学校は、雨が降りますと雨漏りがひどいということで、防水工事から実施したところですが、この工事に取りかかりまして、4月、5月につきましては、例年より雨降りの日が大変多く、作業が遅れぎみでありました。大変心配したところなんです、土日を利用する作業などを行いまして、ほぼ計画どおりに現在のところは進捗しています。

防水工事については、あとは塗装といえますか吹きつけをする状況であります。

耐震補強工事なんです、耐震補強工事につきましては、作業時に非常に騒音が大きいということから、夏休み中に実施することで準備を進めています。ただ、網材の製作は既に実施しておりますので、取り付けについては夏休みに入ってからということで準備を進めているところです。今後、南側に足場をかけまして、本格的な耐震補強工事でありますブレース作業ですね、これに取りかかる予定であります。これによりまして、耐震性が向上して、地震に強い建物となるということになります。

次に、屋内運動場なんです、屋内運動場につきましては、やはり学校行事の関係がありまして、3月は卒業式、4月は入学式がありまして、3月、4月のこの式典につきましては、児

童、保護者にとってはやはり一生に一度の重要な行事でありますから、一部予定を変更しまして4月以降に内装工事を始めるということで、外壁工事から先に取りかかったという状況です。現在のところ工事は予定どおり進捗していますが、一部補強工事の最も大事なところで、はりの部分、屋根材との結合部分にコンクリート打設が必要になった部分がありまして、一部設計変更をしてということがありました。このことにつきましては、契約の議決をいただきました1月の臨時議会に議員さんのほうから、工事請負契約をした後に変更をして、工事費用を上げることがないようにというようなご忠告をいただいているところです。しかしながら、コンクリート打設をしないと、補強施工ができないということから、やむを得ず設計変更をさせていただいて対応をいたしておりますので、今後、議会の皆さんにご了解をいただくようになってまいりますので、よろしく願いいたします。

これを除きまして、屋内運動場の工事も順調に進んでおります。今月中にはほぼ工事が終了するというところで進んでおりますので、ご報告させていただきます。

以上が御宿小学校の状況です。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。小学校に関して質問させていただきますが、今言われたように、しかしながら、工事に関しての欠陥ではないんですけれども、そこがないと工事ができないという、当然これだけお金がかかるという点なんです、それは逐一私も直さなければいけないし、それに関しての予算がついてしまうのはしょうがないと思っています。

宮城・岩手地震のときにも、22の小・中学校で何かしらの被害があったということが報告されています。くれぐれも御宿小学校に関しては、学校授業への影響、また工事をやっている際の事故に気をつけて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、公共施設の耐震補強工事についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） お答えいたします。

町で所有する53施設のうち、昭和56年6月1日以前に着工されたものが26施設あります。これらのものが耐震性を検証すべき対象になってまいります、中には現在使用を中止しており、また将来的にも使用予定のないものも含まれております。それを除きますと、町として耐震化をするべき建物として、保育所、児童館、公民館など17施設を現在確認しておりますが、財政的な問題がございまして、対象物件すべてを一度に改修することは困難でありますので、優先順位をつけて計画的に進めていきたいと、こういうふうに考えておりまして、現在、企画財政課で準備を進めております。

順位づけの判断基準といたしまして、用途と地域防災計画上の位置づけを考慮いたしたいというふうに考えております。これは常時多数の利用者があるもの、災害時に避難所等に利用する施設であるかどうかなどを検証していきたいというふうに考えております。

また、今後の各施設の利用方針を明確にいたしまして、例えば統合が検討される消防団の分団庫などにつきましては、今後も必要と認められる施設のみを診断、改修いたし、それ以外のものについては閉鎖ということを検討していくということで考えております。

また、児童福祉施設につきましては、既存施設の老朽化や児童の減少、従来の乳幼児保育に加えて、新たな学校保育へのニーズの高まりなど、子育て環境が大きく変化していくことにかんがみまして、施設自体のあり方を再考し、移転や新築も視野に耐震化を図る計画を進めていったらというふうに考えております。

特に、災害に無防備な乳幼児が利用する保育所、御宿保育所は昭和46年築になっておりますので、それらも含めて早急な対応が必要ですので、将来性を勘案した上で、耐震化費用と新築費用などの比較を見据えて、また補助金なども勘案しまして、総合的に考えていきたいというふうに思います。

場合によっては、今後補正をお願いするようになるというふうになりますので、よろしくお願いいたします。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。教育施設、保育所に関しては、未来ある子供たちの施設ですので、なるべく早くできればと思います。また、災害時の避難場所になっているところに関しては、随時優先順位をつけてやっていくということですので、これからも引き続きよろしくお願い致します。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） ただいまより3時15分まで休憩といたします。

（午後 3時02分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時18分）

瀧 口 義 雄 君

議長（新井 明君） 続きまして、12番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 瀧口義雄君 登壇）

12番（瀧口義雄君） 12番、瀧口です。議長の許可を得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

先ほどはありがとうございました。皆様のご支援、ご協力のおかげでと感謝しております。これからも誠心誠意議員活動をしてまいります。よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

御宿台地区計画について、それと関連しまして四者協定と御宿町都市計画の運用について、質問させていただきます。

御宿台、住民が張りつきまして約20年たっております。この御宿台がああいう形でできるのは、町、県、多くの地権者の協力がありまして今の形態ができております。それには関係者大変ご苦労なさっておると、それで私たちが住むことができております。本当に長い歳月をかけて一つの街区ができたということは、大変感慨深いものがあります。そういう中で、整理整頓された町という中で、県のほうも、町のほうも、企業のほうも四社協定というものを、昭和48年3月に締結されまして、また、御宿台建築協定とともに協定で結ばれておりますから、この建築協定が本年の12月をもって期限切れとなります。現在約1,310区画が販売済みと聞いております。建設、建ちました戸数が約872戸、定住者が585世帯、人口が約1,079人、65歳以上が634人、高齢化率が58.5%、御宿町地区では高齢化率第1位と、大変環境のよい、住みやすい場所と思っております。

これからも、この御宿台地区に関して、行政また運営委員、各区あわせて、よそから御宿町が大変すばらしいと思っけて移住してきた人たちに対して、ウエルカムという感じで行政も踏まえていただければ幸いと思っております。私もあそこに住む一人の住人として、大変行政の、また地区の人たちの協力に感謝しております。その現状を踏まえて、四者協定についてお聞きしたいと思います。

まず、法的根拠はどういう形なのか。大変時代が過ぎております。時代とともに、住む形態も違ってあります。経済も違ってあります。また、相手の企業も変わっております。でも、御宿台は、住民がふえてあります。それは行政がそういう形で大変努力していると、企業のほうも努力していると、また地区の役員の方も、そういう環境を踏まえながら、よりよい環境にしようという一層の努力はなされてあります。そういう形の中で、四者協定はどういう位置づけにあるのか、またこれはどう変遷していくのかということをお聞きしたいと思います。

それと、この協定に基づいて、現在まで実行された案件ですね。それと、実行されていない案件、例えば移管されたもの、されないもの。では、その移管について、どういう管理とか、どういう協議がなされているか。三者協議というのがなされておりますけれども、それと、マ

スタープランというのものもあるやなしかと聞いておりますけれども、その辺どうなのか。

あとは、調整池ですか、ため池、農業用水として使っておりますけれども、今後の管理、運営はどうするのかとか、また、先ほども地震の話がありましたけれども、下水道は移管されていない。僕が心配しているのは、激甚が起こったとき、あれはまだ会社の所有になっております。激甚の指定を受けていなかった場合、これは住民あるいはその企業の負担になるのではないかと考えております。

公的なものの指定以外、補助金、交付金等はなされないのではないかという不安を持っております。そういう中で、町下水道計画が完了してから移管という四者協定を最後にうたわれておりますけれども、では、町下水道計画はどうなっているんだという話は、私も議員になって日が浅いんですけれども、聞いておりません。

そういう中で私が心配しているのは、通常ではこのまま運営できると思うんですけれども、激震が起こった場合の災害ですね、そういう対応はどうするんだと。先般も補正で台風の被害で町負担という工事が二百数十万円ありました。数十年たっておりますから、そういう被害も出ております。果たしてそれでいいものかと、どこで、どういう形でこういう結果になってしまったのかと、それはただでくれたからと、ただで移管させたからと、その辺に問題があるんじゃないかなと。

世の中にただより高いものはないという中で、移管のときに、基金を積まなかったと、積みせなかったというその辺の欠落した部分があるんじゃないか。今後、移管等があるものに関しては、行政としてもしっかりその辺を踏まえてやっていかなければならないんじゃないか。財政豊かな時代なら多少なりとも融通はきいたと思うんですけれども、今、石井議員、また白鳥議員の質問にもありますように、大変きつい状況にあると、そういう中で、今後この四者協定を踏まえた町の対応について伺いたい。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） まず1点目が、四者協定は法的にどういう位置づけかというご質問でございますが、当初四者協定につきましては、千葉県、大原町、御宿町及び西武不動産の四者の間で、大原町並びに御宿町地区内における夷隅地区開発事業に関する開発区域、自然の保護、環境の保全、被害の賠償、公共施設の移管、管理、地元町の超過負担の軽減等について協定したものでありまして、その後、内容の変更等についても四者の間で協議し、現在に至っており、議会にも報告してまいりました。

この協定につきましては、地方自治法の第147条、第148条の長の権限に基づく協定であり、

町としては町が行っていることと同様、当然公的拘束力を有するものと考えております。

また、協定に基づきまして、現在まで実行された案件はどのようなものがあるかということでございますが、道路、公園、緑地、多目的広場、またテニスコート、パークゴルフ場とありまして、そのうち移管されるものとしたしまして、道路、公園、緑地、テニスコート、パークゴルフ、多目的広場、調整池等がございます。

議員のご質問の中で、下水道についてはというご質問がありましたが、先ほどおっしゃられたとおり、四者協定の中では、町が公共下水道を開始するまでの間は、開発事業者により管理運営に当たるものとなっております。

そういう状況の中、町の下水道計画はどうだというご質問もありましたが、町については平成11年ごろ、下水道事業を模索した時代がございます、県の下水道公社にも職員を2年続けて派遣した時代もございます。ただ、その後の経済情勢において、現在基本計画の中にもすぐやるとかそういう話はございませんので、御宿台以外の地区の下水道の状況、合併浄化槽の状況を勘案しながら、当然していかなければならないというふうに考えています。

現在、御宿台を除いた地域の町内の合併浄化槽の普及率は25%と聞いておりますので、その後、パーセントがどこまでいくか、その辺を勘案しながら検討する立場を進めていかなければならないというふうに考えております。

あと、台風のときの土砂災害等については、事業者と今協議をしております、それが進んでいる状況であります。まだ、確定してございませんが、負担割合について現在調整をしている段階でございます。

それと、管理については、平成13年度の移管に伴いまして、町が移管を受けた施設につきましては、御宿町と西武不動産と御宿台区の三者が協議に締結いたしました御宿台公益的施設等の管理協定より、三者で管理しております、毎年実施に当たりましては、御宿台区の区役員の皆さんを加えました連絡調整会議等で作業計画を調整してやっている状況でありますので、今後もそれについて引き続き行っていきたいというふうに考えております。

12番（瀧口義雄君） 続きまして、四者協定、三者協議のときに私も加わっておりました経験上、ともにいい形でいい環境をつくると、また経費も応分の負担をしていくという了解のもとに、三者で協議なされて運営されておると聞いております。

そういう中で、四者協定の中で実行されていない案件、また変更された案件がありましたら、具体的に説明願いたいのと、それと第12条について、もし具体的に答えられれば答えていただきたい。年数がたっております。それと次の質問にもありますけれども、大変相手方のあるこ

とで、質問に答えがたいものもあると思うので、それはそうっていただければそれで結構でございます。

それと、ああいう形で実際に1,000人以上の人間が張りついております。管理といってもこれは管理業務で営業でやっておるんですけれども、実際このライフラインですね、そういうものについて業者と住民との契約という形になっておりますけれども、その辺私たちは将来的に大変心配しております。四者協定の制約の中で、私たちが心配しているのは、業者も諸事情があると思います。ところが私たちはそこへ住んでいかなければいけないという中で、生活にかかわる管理がありますよね、そういうものに対して大変不安を持っております。その辺、行政としてどう考えておるのか。

先ほどいった調整池のため池、農業用水の管理なんかでも、本当にどうなっているのか。先ほども言われましたけれども、下水道計画なんて、はっきり言って、中学校の体育館も建たないのにできるわけじゃないですか。そんなあるよううそを言っちゃいけないですよ。計画があるなら、これは昭和48年からの協定ですよ。何十年かかってできなくて、もう浄化槽に転化していると、個別ね。今は合併浄化槽です。だから、これは当然四者協定のほうの見直しでしょうよ。あなた、下水道計画のほうへ移行するような意向ですけれども、そんな将来性はどこにあるんですか。ない話をしちゃいけないよ。

もし、そういう下水道計画があるのなら、48年からの四者協定ですよ。それは提示しなければいけないでしょう。できない話をここで言っちゃいけない。できる話をして、いい形で持っていくと。だから、四者協定の見直しのほうが早いんじゃないですか。それとも、あなた、下水道計画を出すんですか。どこから財源を持ってくるんです。こんなのできるわけない話をしちゃいけないよ。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先ほど、説明のほうの不十分だったかもしれませんが、私が申し上げたのは、当時下水道を模索している点もあったけれども、今の経済情勢では基本計画の中に入っていないと。ですから、今、合併浄化槽の普及率、御宿台以外の普及率も含めて、その辺については今後検討をしていかなければならないということをお答えしたので、今町が下水道をやるという説明はしておりません。計画があるという説明は、先ほどの中ではしておりません。

それと、今ご質問ありました変更された協議内容について具体的にというご質問がございましたので、その中で全部が全部ちょっとわかりかねるのですが、ゲートボール場が協議により

パークゴルフ場に変更になった点、また当初3カ所に予定されていた集会所が、平成14年1月に増築することで1カ所に変更になったということは確認しております。

その四者協定の第12条には、開発施設等の建設及び営業に当たっては、できる限り地元の業者を利用し、地域の発展に寄与するとございますが、すべて詳しい話はわかりかねますが、基盤整備の段階から地元の方が参入したと聞いておりますし、現在でも、管理、総合的な業務の中で、地元業者さんもお協力いただいているというふう聞いております。また、御宿台におきましては、定期的開催される朝市にも地元の業者が出店しておりますし、A地区のオーナー、御宿ゴルフクラブでも地元産品を販売しているというふう聞いております。

12番(瀧口義雄君) マスタープランというのはあるんですか。それともう1点、実行されない案件という中に、集会所、ごみ集積所等々あるわけです。そういうものについてどうするのかとか、これは聞いている中では、学校、保育園、幼稚園があったと、これの取り扱いはどうなっているのか。それと、そういうところが税法上、今どういう課税対象になっているのか、移管されたものは。

それと、再度言いますけれども、下水道計画がないと、四者協定が見直しを何回もやっているという中で、30年、40年たって、下水道の目当てが立たないという中で、当然これは見直しのほうに走らなければいけないでしょう。20年、30年、40年、50年とほっておくんですか。現実的に御宿町が下水道計画を立てて実行していればいいけれども、実行できない現状を素直に認めれば、四者協定の見直しせざるを得ないでしょう。そうじゃないですか。何かそこでとまっちゃっていますね、30年間。というのは、企業のほうでも事情があって見直していると、町のほうでも事情があって見直していると、これは事情の最大限の問題じゃないですかと私は認識しております。

あと、調整池です、ため池、これについてオーバーフローということはちょっと考えられないんですけども、維持管理について、また農業用水というところもあるみたいですが、どうしておるんですか。

議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) ただいまお尋ねありましたマスタープラン、事業用地のマスタープランということは、確認しましたところ、四者協定第2条に基づく開発計画書が、御宿・岬・大原から海浜リゾート推進連絡協議会によってまとめられました、海浜リゾート地区整備実施計画等を示したと回答をいただいております。

また、学校、公共用地としてまだ実施されておりませんが、これにつきましては、需要等に

考慮して、協議変更できることを平成18年4月に四者の間で確認しております。今後につきましては、状況により協議することとなりますが、4月時点での御宿第の小学生は10人、保育園児が11人ですので、まだ現状において建設する状況にはないというふうに考えております。

課税状況につきましては、ちょっと部外なので私では答えられません。

あと下水道のご質問ですが、

12番（瀧口義雄君） 下水道を含めて、集会所、集積所等あるわけだね。

企画財政課長（木原政吉君） 集会所につきましては、ほかの区でも区の状況を見ますと、自分の区のほうで管理するというのが一般的であります。ごみ集積所につきましては……。

12番（瀧口義雄君） そうじゃなくて、これは四者協定で区に移管するという話じゃないでしょう。町に移管でしょう。区に移管すると書いてありますか。当時行政区なんかなかったから、そういう文言はないと思うんですけれども。町が移管を受けて、区に移譲する形は可能かもしれないけれども、あと集積所のほうも二、三カ所は移管されていますけれども、その辺、大変管理上難しいという中で、当時ホールディングした記憶がございますか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） まず第1点、下水道については、先ほどからご説明してまいすように、御宿台地区以外のところの合併浄化槽の普及率が何%、それはまだ今はお答えすることはできませんが、例えば70なのか80なのか、そういう段階では当然協議しなければならないと考えています。

12番（瀧口義雄君） あなた違うよ。合併浄化槽とは書いてないよ。下水道整備と書いてある。下水道を整備する。合併浄化槽が全部できたから移管するという話なのか、下水道ができた時点で移管するのか、その辺の文言は、あなたの言っていることは、それは合併浄化槽に置きかえるのが下水道整備だと言うなら、それはそういう形にせざるを得ないでしょう。だから、そういう方向に転換したのかということですよ。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員ご指摘のように、現在、町では下水道計画は持っておりませんし、財源的にもかなり厳しいという認識をしております。四者協定の中では、下水道、その後、公共下水道というふうになっておりますが、それを町が行った時点で町に移管するということが協定がされております。ただ、先ほど申しましたように、現状では下水道を町が実施できるということではございませんので、その手法として、下水道にかわる手法として合併浄化槽の普及率等で……。

12番（瀧口義雄君） それは話が違う、置きかえだって。協定の中で、じゃ文言をかえていかなければだめだなんて、それはすりかえだって。下水路という言葉がうたってあるのは、集中管理の下水道で、合併浄化槽の話ではない。そういう中で、見直しをするのかと、そっちのほうが簡単じゃないですかという話ですよ。できないものを今ここで踏ん張ってもしようがないでしょう。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 当然それも手法でして、協議の中では当然そうなれば四者協定の中で協議内容の変更を行っていくということになります。

12番（瀧口義雄君） あと2点。

学校、保育園用地はあそこに当時、聞いた話ですけれども、最初は60坪の計画だったと。8,000人張りつくという話を聞いてスタートしたという、当時亡くなった岩井さんの時代だということを知っています。そういう中で、アクアラインの話もありました。いろいろな事情の変化がありまして、ああいう形態の町並みができたわけなんですけれども、それ以上進まないんです。そういう中で、事情が変わったのは承知しておりますが、現状に合った形で新たに見ても、あそこに小学校ができるだけの人口が張りついていないでしょう。子供も、私が最初に聞いたのは何かというと、高齢化率58.5%ですよ。これであそこに小学校云々という話ではないでしょう。保育園は建つ可能性はあるかもしれないけれども、あそこへ小学校の移転の話などという話もあり得ることではないし、そういう中で、こういう全体の見直しをしていかなければいけないんじゃないかなということですよ。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 小学校用地及び幼稚園用地につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、需要度等を考慮して協議の上、変更できることを平成18年1月に確認されました。販売が完了した時点で、協議がされる場合もあると。

12番（瀧口義雄君） 大変微妙な答えですね。やはりそういう約束はなされる場合があるんじゃないかと、なすとかなされないとか、平成18年に言っていたんなら、事前にこういう話を出している中で、報告一遍もないではないですか、あなた。大変不見識ですよ。そう思わないですか。大変問題になっていることを、どこでどうやって協議したのかと、報告すらも一遍もない。大変不誠実です。

次に、進みますけれども、都市計画、平成16年に決定されて、長期の展望に立って御宿町の観光振興、住環境の保全、安心・安全の町づくりの視点から、機能的で美しい町づくりを

行うため、住民、関係者の中で憲法で保障されている財産権まで制限を加えて、御宿町の健全な発展と、秩序ある整備を図る条例だと思っております。

それは、住民が自分の権利を主張することも必要なんですけれども、やはり町づくりのために一步下がると、自分の権利も公共のために一步下がるという中で、機能的な町、また観光に適した町、住環境の保全がなされると思います。

そういう中で、現状のままでは高層ビルも建てかえた場合、ほとんど14階が5階になっちゃうというような計算もあります。そういう中で、既存不適格という聞きなれない言葉ですけれども、高層ビルの上のほうの人は、所有権までなくなってしまいます。そういう実態がどのくらいあるのかと。

また、個人が住宅を建てる場合、新築する場合、セットバック等しています。高さ制限等も当然建ぺい率、容積率が指定されていますから制限されてきます。それでも長い年月をかけて、御宿町の景観、また安全・安心のための条例だと思っ住住民は協力しておると思います。都市計画道路を計画すれば、交付金が結構もらえるというような説明も聞いております。現在の進捗状況はどうなんだと、また、これにかかった人件費を入れた総経費はどのくらいかかってこの条例が導入されたのかということ聞いて、御宿台計画について進んでいきたいと思っ

また、実例として、なかなか難しいならば、それはそれで結構ですけれども、現状、この平成16年から制定されておりますから、結構、町民はその法律に従って、家を建てていかなければならないということもあります。

それと、もう一つお聞きしたいのが、既存不適格の高層ビルマンションがありますね。こういう形で今ちょっと実例を挙げますけれども、14階建てが大体計算しますと6階くらい、また、5階建てくらいになっちゃう。では、これは販売のときに、売買のときに、そういう条件は不利益条項ではないか。そういう場合、税法上の免除はあるのかどうか。現況で課税していくというのが現在の税法と聞いております。そういう中で、現況では既得権があっても、既存不適格になっちゃっているという場合、販売に対して大変、例えば所有していれば既存不適格だと言われた場合、販売に影響すると思うんですよ。それでも、所有者は認めたという中で、税法上の減免とかそういうのを考えたことがあるんですか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、都市計画ということで、まず現状の敷地面積で高層ビルを建てかえた場合に高さが変わってくる実例ということですが、敷地面積に変動がない場合でも、建築物の位置、建築物の形態等によって、高さについても変わってくるということ

です。また、建築物の用途等によっても制限が変わることとなるということで、具体的な建築条件がそろっていないと、具体的な高さについても何メートルというふうにお答えすることは難しいと思います。

ただ、敷地に対する建築物の制限で、制限いっぱいを利用した場合等については、例を挙げますと、例えば建ぺい率が60%、容積率が200%の場合であれば、1階で60%になるわけです。そういう計算でいきますと、3階で180%ということで、残りの20%が4階部分ということになるわけで、この建ぺい率、容積率でいくと、敷地面積に合わせた建て方でいきますと、約4階ぐらいまでの高さということが言えるのではないかと思います。ただ、この場合も、建築基準法等によりまして、前面道路の幅員や用途地域によってさらに低くなるということも想定されます。

また、既存不適格は町内にどのくらいあるのかということなんですが、まず、既存不適格という文言について、単純にこれを聞き取りますと、もう法律違反しているのではないかというような解釈を受けると困りますので、議員もご承知のことと思うんですが、既存不適格建築物というのは、建築基準法第3条の2項にうたっておりまして、建築したときは、工事途中には建築基準法などの法律に適合していました。その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、建築基準法令等の規定に適合しなくなってしまった建築物ということです。また、一定規模以上の建てかえや増移築する場合には、改正後の法律に合わせなければならないのですが、既存のまま建築物を使用する場合は、適用しない旨の規定を設けたものが、これが既存不適格というようなことであると思います。

また、既存不適格に対して、町の対応ということでございますけれども、適正な制限のもとに、土地の合理的な利用が図られるということの基本理念としておりまして、既に建築されている建築物等をすぐに取り壊すということとはございません。次回建てかえのときに、その制限の範囲内で建築計画等をしていただきまして、こうして長期的に建てかえが行われていくことによりまして、その地区にふさわしい町づくりができていくというふうに解釈をしております。

また、都市計画道路についての今後の進捗状況ということでございますけれども、都市施設になるわけで、円滑な都市活動を支えまして、都市生活者の利便性の向上、また良好な都市環境を確保するために必要なものということで、区域の決定をあらかじめ明確にすることにより、長期的な視点から土地の利用や各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に整備開発を進めることができるものということで、今回決定しました都市計画道路等につきましても、御宿町の総合計画基本計画を基本、御宿都市計画の上位計画である整備開発及び

保全の方針、また御宿町都市マスタープランや住民アンケートや住民懇談会、さらに住民の町づくりに対する意見等をもとに、諸計画を総合的な見地から快適な住環境を維持、保全するとともに、将来の町づくりに必要不可欠な施設として計画を決定したものだということです。

このようなことから、都市計画等の整備等に当たっては、長期的な視点に立つて行うということが基本になっておりまして、事業実施に当たっては、防災面、緊急性、地域状況とか、財政状況を踏まえながら総合整備プログラムを作成しまして、計画的に整備に取り組んでいきたいというふうに考えています。

また、この長期的なという解釈でございますが、一般的に都市計画の関係では、20年後を目途に計画策定を行っているということです。しかし、現状は都市計画道路のように、長期的にもっと長い期間を要して取り組んでいる場合もあるということです。ちなみに一つ例をとると、埼玉の例とすれば、都市計画道路1本できるのに約100年かかったと、そういうお話も伺っております。

12番（瀧口義雄君） 最後に、都市計画にかかった総費用というのは、人件費込みでどのくらいかかっているんですかね、経費、今までの。県のほうからも派遣された職員がいましたから、それは県持ちではなくて御宿町持ちだということも聞いております。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 人件費等々のものを含めてということになりますと、まことに申しわけありませんが、ただいまここに資料がございませんので、ちょっとお答えすることができないわけでございます。

12番（瀧口義雄君） うちのほうで調べたので大体1億7,000万円から8,000万円くらいかかっているんじゃないかという中で、それだけの費用、今いなくなりましたけれども、浅野議員がそれだけの費用をかけて都市計画をつくってどうしたいんだという質問があった記憶がございます。そういう中で、やはりこれだけの費用をかけてやったということは課長が言われように、長いスパンでこの町づくりをしていかなければならないと、そういう認識で次の御宿台地区計画について、質問をさせていただきます。

よくわからないと思いますけれども、A地区というのは、私たちが住んでいる住宅地区です。B地区というのは、消防署がありますね、あの上の高台をB地区と称します。C地区というのは、おそば屋さんがあります。あの前広場からラビドールその奥をC地区と称しております。そういう中で、二、三質問をさせていただきます。

3月に、地区計画の手続条例がこの議会で可決されましたが、ちょっとこれは時間的に遅か

ったんではなかったかなと私は考えております。これだけのものを半年でまとめろということ自体が、ちょっと時間的に無理があるんじゃないかなかったのか。やめた人にとやかく言う筋合いのものではないんですけれども、まず、手続条例の可決自体が遅かった。先が見えている中で、その受け皿の条例が遅かったということは指摘しておきます。

そういう中で、建築協定、用途地域の決定による建築基準法の規制プラス、都市計画よりより細かな内容となっておりますが、そういう中でこの建築協定が、ことしの12月31日に切れまです。そうすると、大体普通の建築法と、御宿町が導入している都市計画、そういう形になりますけれども、御宿台の手続条例ができた中で、いろいろな関係者が地区計画をつくろうという形で取り組んでおります。新しくこの地に来て、よりよく、より快適に住みたいという住民の意向は多分にあると思います。ただ、いろいろな意見がございます。多種多様な意見がございます。企業もそういう営利活動をやっていかなければならないという企業の立場も理解できません。町としても、また良好な環境を保っていかなければならないという考えもわかります。

そういう中で、地区計画について協議会の位置づけ、今までの経過、今後どうやっていくのかと、それともう少し言えば、このフローに基づいて聞いていきたいんですけれども、時間的な都合もありますけれども、住民関係者、この住民関係者というのは例えば地権者なのか、あるいは借家人なのか、名前ははっきりしていないんですけれども、ラビドールの住民は入らないのかとか、世帯主だけなのか、家族は入らないのか、具体的にちょっと教えていただきたいのと、多種多様な意見があった場合に、素案のときどう取り扱っていくのかと、原案作成の場合の素案づくりについて。それと、個人情報保護条例は御宿が可決しております。この取り扱いは意見書が出たとき、あるいは住民の関係者の意見聴取をしたとき、この個人情報の取り扱いはどうするのか。

それと、C地区、事前にこの勉強会は御宿台は進んでいたようなので、委員の皆さん大変苦勞なさっているようですけれども、では、C地区を県が入れると、同じ御宿台地区だろうという中で、指導を受けたのはいつごろなのか、また具体的にどういう指導があったのか。私が思うに、このC地区を入れるということは、都市計画の範囲内ではだめなんだよという指導ではないかと私自身考えております。

それと、原案作成に当たっての住民の意向の聴取ですね。手続条例に基づいて、公告縦覧をどうするのか。都市計画のときも私も委員としていましたけれども、公告縦覧した場合、ある程度そういう形でやり方はわかっておりますけれども、別荘の人、あるいは地権者、それとまだ土地も建っていない人、これはネットも見なければ何も見ないと、そういう中で果たしてこ

の2週間で意見聴取ができるのかという、本当に優しい町づくりなら、その辺の周知徹底をどうするのかということです。

1点、最初に聞きたいのは、多種多様な意見があった場合の素案づくり、原案づくりについて町はどう調整していくのかと、その1点をまず聞きたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 素案の検討についてということで、地区計画、地域の最低限の用途、形態の規制ができる都市計画と異なりまして、一定のコミュニティにおける町づくりルールを定めるものであります。対象となるコミュニティの住民が、自分たちでルールを定めることとしているために、住民による合意形成が必要なんだと、これが大前提というふうになっております。また、このことから統一的な方向性が得られるよう、地域住民で話し合いを持っていただくことを前提としております。

しかし、住民間の調整が得られない場合は、現実的にかげ離れた意見の相違がある場合などを除きまして、地元住民がルールを作成するという地区計画の趣旨から、どちらかの案を示すということは困難でありまして、原案までには至らないのではないかとこのように私たちは考えております。

12番（瀧口義雄君） 了解しました。

一番関係者というので、ちょっと補足説明を願いたいんですけども、関係者、権利者ですね。地区手続条例で定められている、それをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 先ほど、ちょっと触れたんですけども、地区計画というのは、都市計画の用途地域を、さらに地区の住民の意向を受けて、制限を課すということなんです。都市計画法の第16条第2項、区域内の土地の所有者、その他政令に定める利害関係を有するものの意見を求めて作成するものとするというふうに書いてあります。また、施行令の第10条の3は、地区計画等の案を作成するに当たって、意見を求めるものにより、土地について対抗要件を備えた、例えば地上権、貸借権、先取特権、抵当権、あと二、三あるのですが、そういう登記などのレベルということ。だから、そういう権利を持った方が対象となるということでございます。

12番（瀧口義雄君） 大変法律的に難しいんですけども、では、具体的にちょっと聞かせください。

では、ラビドールの住人はどうなんですかという話と、借家人はどうなんですかと、あと社

宅に住んでいらっしゃる人もいます。それと、家族で住んでいて、お父さんが地権者で成人の家族がいた場合、そういうのは関係者と言わないのかと、具体的にね、1件1口なのかと、具体的に言えば、そういう話なのかということです。ちょっと名前を挙げて失礼だったんですけども。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 先ほども言うように、施行令で利害関係を有するものが定義づけられているということでありまして、土地について対抗要件を備えたということが書いてあります。例えば今ラビドールというお話が出ました。

12番（瀧口義雄君） 住人ですね。住人の話を聞いているんです、所有者ではなくて。

建設環境課長（米本清司君） 入居者ですね。

12番（瀧口義雄君） 入居者です。

建設環境課長（米本清司君） 一生涯の入居の権利で、建物等に区分所有権があり、登記されているのであれば、対抗要件を備えたとは判断できるのではないかとということです。単なる入居の権利を購入したという場合には、利害関係には当たらないのではないかと判断がされます。

12番（瀧口義雄君） では、借家人もそういうことですね。

そうしますと、あと個人情報の取り扱い等についてはどうなさるおつもりですか。あと縦覧ですね。御宿町ならともかく、地権者、別荘とかを多分2週間で縦覧できる機会はまずないのではないかと考えていますけれども、協働の町づくりと宣言している中で、そういうきめ細かな配慮をなされるのか、それとも法律で定められているように、ネットと縦覧場所へぼんと置いて終わりなのかということです。やはりこれだけの制限、制約をつくる案件ですから、関係者に周知徹底なされるのが本来の筋ではないかと私は思っておるんですけども。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 手続条例に基づくということでございますが、原案における公告については、御宿町地区計画等の案の作成手続に関する条例、手続条例に基づいて行われていくということです。その後の案の縦覧に関しましては、都市計画法による手続に基づいて行われるということで、都市計画法で行われる縦覧方法につきましては、特に住民周知の方法を定めてはおりません。しかし、一般的には公告式条例により、掲示板への掲出による周知、また御宿町においては住民周知への手法としまして、お知らせ版、ホームページ等がございますので、こうした手法を用いて、多くの方に周知できるようにと考えております。

また、縦覧につきましては、窓口に縦覧図書を用意しまして閲覧していただくことがあります。また、意見等ございましたら、備え付けの意見書をもって提出していただくこととなりますが、書式についてはホームページ等でもダウンロードできるようにしたいというふうに考えております。

12番（瀧口義雄君） それは十分承知しておる話なんです。御宿台の特殊事情を考えまして、もっと丁寧に、優しく縦覧のほう、もし縦覧まで至るんでしたら、やっていただけないかという要望事項でございます。

地権者に公告を見ると言われても、縦覧しろといっても、土地を買っている人が見る可能性はほとんど薄いと、また別荘族がたまたま来ればいいですけども、そういう意識のない中で決定していくという形に、協働の町づくりと宣言している町にしては、ちょっと冷たいんじゃないかと、もっと優しい町づくりを、また高齢者が多い町ですから、優しい町づくりをしていただきたいと思います。

それと、個人情報等々答弁がないんですけども、それは要するに多種多様な意見があった場合、原案づくりに至らないという課長の答弁をもって、これで終わりにしたいと思っておりますけれども、都市計画を導入した町長として、また、地区計画の手続条例を提案した町長として、この御宿台、新しい住民がこれだけ多く来てくれていると、また大変喜んでおるという中で、建築協定が切れるという中で、町長も協働の町づくりと、また大変環境に大事にしていると僕は思っているんですけども、環境とエゴは紙一重だと、お互いに一歩ずつ下がればいい町づくりができると思っております。そういう中で、町長としての考えがありましたら、一言お願いできればと思っております。

議長（新井 明君） 町長。

町長（井上七郎君） 今、御宿台には地区計画の制定に向けて取り組んでおります。住民、地権者など関係者がともに地域を、町づくりのために、自らの権利を制限されても、よりよい住環境整備の維持、保全をすることが協働の町づくりではないかと、このように考えております。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。これで一般質問を終わりにさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの議会の冒頭で、井上町長が所信表明の中に、12月にその志のある言葉が含まれていたように思います。図らずもこの同じ時代に、この同じ議場に会した一人の議員として、一言述べさせていただくのが礼儀ではないかと思っております。そういう中で、ここで400年の記念も配られました、くしくもことしは400周年に当たります。そし

て、岩和田のあの遠い昔、人々の熱い情愛がありました。

そういうことで、町長に一言、一句送って、激励の言葉としたいと思います。

あしたには、夢と希望の花が咲く。しっかりと頑張ってください。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） これより10分間、4時20分まで休憩といたします。

（午後 4時12分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時25分）

石 井 芳 清 君

議長（新井 明君） 続きまして、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、ミャンマーでのサイクロン災害、中国四川省での大震災、そして日本では岩手・宮城内陸地震と、立て続けに大災害が起こっております。この場をおかりして、災害に遭われた方々へのお見舞いととも、一日も早い復興を願うものであります。

さて、御宿町では、サン・フランシスコ号漂着400周年にもあるように、人道愛による歴史を持つ町であり、私たちの最も誇りとするところでもあります。町として、これらの大規模災害にどのように対処されておられるのか、対応されておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 四川大地震につきましては、被災者に対する対応といたしまして、5月21日より6月6日まで、庁舎各階の窓口、公民館、資料館、B & G海洋センターで義援金の受け付けを行いました。合計で9,589円でしたが、町社会福祉協議会を通じ、日本赤十字社千葉県支部に送金をいたしたところでございます。今後、日赤の動向を踏まえまして、岩手・宮城内陸地震についての対応を行ってまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

5番（石井芳清君） わかりました。私は、こうした災害を教訓とて、安心・安全の町づく

りについて、一層気を引き締めて進めていくのが肝要だと考えております。特に、岩手・宮城地域は、今後300年以内でほぼゼロ%とノーマークであったことが報道されております。振り返って、私たちの住む千葉県では、大規模な地震がいつ起きてもおかしくない地域として、千葉県も最近地震被害調査結果を公表しております。その主な内容と町の対応についてお伺いいたします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) お尋ねのありました千葉県地震被害想定調査結果につきましては、近い将来、県内に甚大な被害を及ぼす可能性のある地震、東京湾北部地震マグニチュード7.3、千葉県東方沖地震マグニチュード6.8、三浦半島断層群の地震マグニチュード6.9について被害想定調査を行い、ライフライン被害、避難者数、帰宅困難者数等の地震による被害想定が新聞で発表されました。

御宿町における地震被害想定では、東京湾北部地震による震度は5強から6弱、建物全壊棟数205棟、死者2名、負傷者93名、千葉県東方沖地震では、震度最大で5強、建物全壊棟数3棟、死者ゼロ、負傷者数5名。三浦半島断層群の地震においては、震度5弱以下、建物全壊棟数ゼロ、死者ゼロ、負傷者1名と震度別の調査結果が発表されております。

町の対応としましては、まず各公共施設において、備品など転倒や落下防止、避難経路の確保など施設の総点検を行うとともに、災害発生時に対応できるよう訓練実施も含め防災対策に努めて参ります。

また、地震防災計画につきましても、地震対策について、対策の再検討を行ない、県の防災計画見直しの動向も踏まえ、見直しを進めてまいります。

ますますその役割が重要となっております自主防災組織についても、消防団との連携強化を図り、より機能的、効率的な活動ができるよう訓練の実施等を促していきたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。本日、最初の質問者から、公共施設の耐震、また整備計画という中では、それを踏まえたもう既に作業に入っているという報告がされておりますので、それは了解いたしました。

今、細かな今後についても対応をとられるということではありますが、特に今回の岩手・宮城地震を見ましても、保育所でのガラスですね、これ保育士と園児が部屋におられたという話を聞いております。既におとといのニュースでは、その直後、もう既に災害に対する訓練を行っ

たということも聞いております。大変気丈な対応だったかと思えますし、また、今回の岩手・宮城地震においては、大変スピーディーな対応があったということでもあります。

また、これは中国の四川省においての日本の対応についても、そういう評価が中国からニュースで届いているところでもあります。

そういう中におきまして、御宿町は、ミャンマーのサイクロン被害でも申しあげましたけれども、やはり海岸を持つ町であります。そういう地域性もあります。また、がけも大変多く抱えたそういう地域でもありますし、砂もありますので、これは液状化ですね、こうしたことも、これから心配される点であろうかと思えます。今回の県の結果、またこれからの対応についても、そうしたものの具体的な対応について、町当局にもこれから計画されるというふうにも考えているところでもあります。ぜひ、そうしたものの充実を図っていただきたいというふうに思います。

特に、ガラス調度品の転倒なんですが、ただいまの耐震工事中の小学校、御宿小学校は耐震工事で冒頭質問して、状況もあらかじめ報告していただいたところではありますが、これは特に教室等のガラスですね、それから調度品等のガラス、これは昔からのガラスだろうと思えます。ですから、あけ閉めのときの、例えば扉であればちょうつがいというんですか、そういうものをつけるとか、それからシールを張る。一番いいのは、何といたってもガラスを耐震用に切りかえるということが大事だろうなというふうに思うわけではありますが、これについてどう判断をされるのかということです。

それから、先ほども報告ありましたけれども、まだまだたくさんの施設、特に小さい乳幼児がいる保育園、児童館等はまだまだ耐震調査も行われていないということでもありますので、そうしたものも含めて、やはり緊急に一定のことは対応を打っていただきたいというふうに思うんです。それについて、どこまでできるのかと、これからの対応になるかと思えますが、素早い対応、簡単なことでできることであれば、もうすぐあしたからでも対応をとっていただきたいというふうに思うわけではありますが、これについてどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） ただいま耐震補強工事を御宿小学校でやっております。議員の方々から、現在の工事の中でガラスの対応もしたらどうだろうかというありがたいご意見もいただいておりますが、先ほど企画財政課長のほうからの答弁にもありましたように、公共施設の耐震診断を順次委行っていかねばならない、計画的に進めるということから、現在行

っております工事の中でのガラスの入れかえというのは、財政的に非常に厳しいことでもあります。しかしながら、ガラス対応については、飛び散るのを最小限に食い止めるといった飛散防止フィルムですが、そういったものの対応もできるということも考えております。

これにつきましては、全体をすぐに対応するというのではなくて、避難通路になる場所を優先するとか、低学年の訓練にもなかなか順応できないような子供たちのところから対応を図っていきたいということで、順次検討していくということでご理解いただけたらと思います。それに関連しまして、学校で日ごろ防災訓練を行っております。これももっと具体的に強化していきますというか、強化していかなければならない。体で覚えていかなければいけないという状況の中で、再度学校のほうには指導徹底するようというところで連絡をしているところで

す。

ここで改めてお示しすることではないんですが、学校で取り組んでいる防災訓練の避難時の心構えとして、これは学校の子供たちだけではないんですが、慌てない、自分の身を守る、落ちついて行動するということを指導しています。

特に、揺れが大きいうちは、机の下に潜って、机の足をしっかり握りなさいと、座布団や防災頭巾などで頭を守る、先生の言うことを聞いて行動する、避難するときは慌てずにみんなと一緒に行動する、今お話がありましたように、天井とか棚の上から落ちてくるものとか、窓ガラスには特に注意をするようというような、基本的なことなんですが、日ごろからそういったことを身につけるような訓練を心がけるようにしています。この訓練は、やはり家庭にいるときも、同じようなことが生かされるのではないかと考えております。

ちなみに、学校の各教室の前面には、今お話したようなことが張りつけてありまして、いつでも目に入るような対応をとっているところです。

以上です。

5番(石井芳清君) 細かい対応をとっていただくということではありますが、予算の都合もあろうかと思いますが、とにかく今おっしゃられた部分だけでも、その通路であるとか、見ただけで危険な部分ですね、ここは即刻対応していただきたいというふうに思います。

それから、やはり防災意識の啓蒙が大変大事なのかと思います。学校におきまして、例えば体育でありますとか、特別教室への移動、こういう移動のときにも、そういう観点で移動したらどうなのかなと。

あと、それから、学校もそうでありますけれども、地域、ハザードマップも配布されるということではありますが、どういう危険なものがあるのかわからないのか、地域にどういうものが

あるのかということですね。学校だったらどういうものがあるのか。きのうおとといですか、学校の授業の中で大変悲惨な事故も起こっておりますけれども、そういうことも踏まえながら、やはりそういうことに子供たちも日ごろから目を向けていただくということも大事なことだろうと思います。これは町民にとっても同じだろうと思うんですね。

住民にもやはりそういう点を図っていく。特にこれから9月に通常であれば防災訓練、これも大規模にやっていただくんだろうなと思いますけれども、地域の防災計画、これもしっかりとつくっていただいておりますし、それにまだまだ到達できていないというものも実態ではありますけれども、やはりいつ地震が起きてもおかしくない、また台風でも、最近大雨でも大変大きな災害が現実的に起こっております。

そういう中では、より現実的な訓練方法へ、町としてもそういう指導啓蒙を進めていかなければならないというふうに思うわけであります。

それから、先ほど都市計画のお話がありましたけれども、たしか都市計画を導入するときには、防災の観点で整備をしたいということで提案があったというふうに理解をしております。また、都市計画については、ただ単に道路とか建物だけではなくて、総合的に調査研究をしたものを町づくりに生かしていくんだという声も、当時説明があったかと思います。執行されないからそれは無駄だということでは、これは町長のおっしゃっていらっしゃいますゼロ予算という観点からみても、全くあべこべの話でありますから、既に使ったものを、しかし、それは下水道許可についてもそうだと思うんです。今後そうしたことをどう生かしていくのかという観点が、あと、下水道は都市計画のものを利用して、安価に抑えたというのもあるわけです。

そういうこともありますから、それは非常に大事な観点でありますから、そういう観点で、執行しなくてもそういうものがどういうものかというのは大変大事だろうと思います。それに、今回のこの大震災に対する対応についても、そういう形で整備をしてきたわけですから、基本的な状況というのは、既に町としては情報を持っているはずなんですね。それについてきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、都市計画について一つ、防災法の観点から、例えば救急車や消防自動車ですね、それから災害時の避難などのために、道路を4メートル以上確保するという中で、セットバックが必要になるとそういうところがあるわけです。そのセットバックについてちょっと確認をしたいんですけれども、せっかくそういう形で災害も含めて町民にご協力をいただいていると、これはもうこれからの時期で、現在までの中でも既にそういうご協力をいただいたところが何件かあると思うんです。そういう土地に対する対応ですね、セットバックした部分のそこは今

現状どうなっているのか。では、都市計画法ではそこはどのようなふうになっているのか、ちょっとその辺について、この際ですから確認をしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 数件、現在建築した建物については、セットバックした土地がございます。そういう中で、一つの路線1件だけがセットバックしても、その路線が全部4メートル道路になるというものには、先ほどもちょっとお答えしたんですが、長い年月がかかるということになります。では、そのセットバックした土地について、その土地の所有者に何かあるのかということだと思っておりますけれども、家が建ったときに家屋評価のときに、その面積を確認し、そしてその面積分については固定資産税が減免されるというようなことを聞いております。

5番（石井芳清君） それは、町からそういうことができるわけですか、それとも申請なんですか、どちらですか、ちょっとそれだけ確認したい。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 申請いただいて、その現状に沿って課税いたしますので、道路であれば非課税になります。

5番（石井芳清君） 減税されるということですか、そのときに丁寧に説明をするということですね、こちらから。わかりました。

それから、ご協力をいただいているわけですよ。先ほどからも何人かの議員がおっしゃっていますけれども、丁寧な対応、またこちらから積極的に制度の周知をお願いしたいというふうに思います。

それともう1点です。防災無線の運用についてお伺いいたします。

この防災無線というのは、やはり災害時含めて大変大事な機能を有するものだろうと思いますが、昨今、町民の方から大変防災無線としてはあるわけですが、さまざまな放送をしているのも現実だろうと思います。その中で、御宿町は、対住民ということよりも、やはり町外から来ていらっしゃる方も大変多いわけでありまして、もう少し統制というか、きちんとした放送ができないものかというような声もいただいておりますが、また、これから災害に向けて、例えば消火活動の場合、火災があった場合はサイレンが鳴ります。これ、たしか現状では広域消防から直接受信して放送されるというふうに理解しておりますけれども、そういう内容と、やはり通常の放送と、もう少しはっきりするとか、放送の内容も含めて、こちら辺についても、例えば防災問題も含めて、いろいろな内容だと思っておりますけれども、その辺の放

送の仕方ですか、ここら辺もいま一度工夫がいるんじゃないかと思うんですが、これについてちょっと。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 現在の防災無線放送業務につきましては、宿日直が対応する場面が多々あるわけでございます。住民の生命、財産にかかわる大切な業務であります。議員のおっしゃるように、住民の皆様へ情報が確実に伝達できることが求められております。宿日直につきましては、2名体制で対応してございますので、放送前にはリハーサルを行うなどの訓練を今後してまいります。

また、全国瞬時警報システムというものが今整備されておまして、既に国・町ではその施設整備が終わっております。県も6月から作業に入っているということを聞いておまして、9月から稼働されるのではないかという見込みであります。そういうことで、9月7日の防災訓練では、速報システムを活用した防災訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

5番（石井芳清君） もう少しきちんとした放送ができるように、訓練のほうもよろしくお願いいいたします。

では、次に移ります。

後期高齢者医療制度と国保税の影響と特定健診事業についてお伺いします。

まず、後期高齢者医療制度についてお伺いします。

この医療制度については、実施をされてから批判の声が急に高まってきた。政府が言う、制度の周知が不足だったということではなくて、周知されればされるほど批判が強まってきたというのが実態ではないかと思えます。

ご承知のとおり、ただいま国会では、野党4党が提出いたしました廃止法案が審議されております。その主な内容は、来年4月に後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すこと、10月までにとる緊急措置として、後期高齢者保険料の年金からの天引きを中止すること、保険料負担を軽減すること、サラリーマンの被扶養者の保険料徴収を中止すること、70歳から74歳までの窓口負担を中止すること、65歳から74歳の国保税の年金天引きを中止すること、これが主なものであります。

政府は、見直しということで取りまとめたようではありますが、国民の多くが批判的であります。毎日新聞の16日付によりますと、後期高齢者医療制度廃止、もとの制度に戻すことに賛成

が56%、反対が30%でありますから、大きく上回っております。朝日新聞17日付でも、見直しを主張する政府4党を評価する人は30%、廃止を主張する野党を評価する人が49%、共同通信社の世論調査でも、見直し改善が44.9%に対し、廃止すべきだが47%に達しております。これは東京新聞14日付であります。

若干の見直しでやり過ぎそうとする政府与党の姿勢が、国民の願いからかけ離れたものであることは、これから見ても明らかと言えるのではないのでしょうか。13日の年金からの保険料天引きを前に、福田内閣と自民・公明が、後期高齢者医療制度の見直し案を決めました。低所得者の負担軽減策の追加、一部の人の年金天引きを口座振替に変更できるようにするなど、当面の対策を並べております。

後期高齢者医療制度には、実施前から国民の厳しい批判が寄せられ、去年の参院選で与党が大敗したことを受けて、福田内閣は一部凍結を余儀なくされております。それにもかかわらず、福田内閣と自民党、公明党は、実施からわずか2カ月半で再び見直しに追い込まれました。短い間に政府・与党が見直しを繰り返さなければならないこと自体が、この制度の矛盾の深さを示していると思われまゝ。見直しの継ぎはぎは、わかりにくい制度をますますわかりにくくし、複雑にして、新たな矛盾を生むだけで、高齢者の年齢を差別する制度の根本が間違っているのであり、廃止して出直さない限りは、矛盾は解決できないと思われまゝ。

この制度が平成のうば捨て山と呼ばれるのは、お年寄りを健保や国保、扶養家族から切り離し、寂しい山にぼつんと取り残すように、別枠の医療制度に押し込めるからであります。これが後期高齢者医療制度の根幹であり、矛盾の根源です。後期高齢者は、この制度の中でいずれ避けることのできない死を迎えることになる。これは厚労省の社会保障審議会の中での話であります。こんな思いやりのかけらもない位置づけをして、75歳以上を別枠の制度に囲い込み、集中的に医療費を抑制する枠組みであります。延命治療を望まないという選択も尊重すべきだという財界の提言に従い、病院から出して安上がりのみをとり奨励する冷酷さは、制度の根幹に由来していると思わざるを得ません。しかも、高齢者の比率が高まるにつれ、また医療技術が進歩して医療費がふえるにつれ、高齢者の保険料を自動的に値上げする過酷な仕組みであります。

厚労省の資料をもとに試算すると、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度には保険料が2倍を超えているということでもあります。小手先の見直しは、初めは低金利でも数年後に金利がはね上がるサブプライムローンが招いた米国の住宅ローン地獄のように、高齢者を保険料地獄に導くと言わざるを得ません。制度の根幹を温存する限り、保険で受けられる医療の中身も貧

しくなっていくざるを得ません。政府、与党の見直しは、いわばうば捨て山の入山料の一部を一時的に引き下げるようなものではないでしょうか。山に連れていきさえすれば、いずれ医療費の削減や負担増の目的を果たせる、こういう算段だと思わざるを得ません。

後期高齢者医療制度の根幹に対する怒りが、政治的立場の違いを超えて大きく広がっております。そういう意味で、野中広務元官房長官は、錢勘定だけで人間としての尊厳を認めていないと述べました。中曽根康弘元首相は、至急これはもとに戻して、新しくもう一度考え直す、そういう姿勢をはっきり早くとる必要があります。このように明言されております。

御宿町におきましても、この間、町内の住民の団体であります医療制度をよくする会を代表といたしまして、50名を超える趣旨賛同者、ご協力者をいただき、既に1,718筆の廃止を求める請願署名が国会に届けられているところであります。

そこで、この制度に対する町長の所見について、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） お答えします。

制度の根幹は維持するとともに、国が制度創設の趣旨、算定、徴収、高齢者にふさわしい医療の提供等については、国民にきめ細かく説明をする義務があるものと考えております。年金からの天引きにつきましては、効率的な徴収事務の観点から現行のルールを維持することを望みます。新たな財政負担については、地方に転嫁することのないよう、国が責任を持って医療についての対応をすることを望みます。

5番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

次に、具体的事務について伺います。

まず、制度実施に伴う問い合わせは何件くらいあったのでしょうか。そして、その主な内容についてお伺いいたします。

また、この制度大変わかりにくい制度でございますが、この制度についての今後の説明会の開催についてお伺いいたします。特に、障害者は65歳からこの制度の加入があります。また、これは任意でありますけれども、その辺のところも大変不明瞭なこれまでの政府の説明であったかと思えます。そうしたことも踏まえて、今後、説明会の開催についてお伺いしたいと思います。

次に、保険の減免、また健診事業や葬祭費補助など、現状では75歳未満と以上では差別があるというふうに理解をしているところであるわけでありまして、それについてお伺いいたします。

まず、後期高齢者、これは保険料が上がったのかどうかお伺いいたします。

今般の定例会では、国保加入者についても1万円程度の値上げという予算案が提案されたところでもあります。

次に、葬祭費の扱いについて、お伺いいたします。

これは、たしか国保加入者においては7万円、そして広域連合におかれましては5万円の扱いだというふうに思うわけでありますが、これはこれまでの経過から考えて、引き続き7万円を維持していくことが大変だというふうに思うわけでありますが、今後の対応についてお伺いしたいというふうに思います。

また、人間ドックの国保と後期高齢者の違いについて説明を受けたいというふうに思います。そして、現在、町は人間ドックの扱いについては70歳までというふうに区切っているわけですが、なぜ70歳で区切るのか。そして、その区切った理由ですね、要するに70歳以上では人間ドックは有効でないという、そういう認識なのかどうか。そうでないとすれば、74歳、少なくとも74歳までこれを5歳延ばす、これが必要なのではないのでしょうか。少なくとも自治体では、後期高齢者についても、独自の人間ドック制度を引き続き存続していくという自治体があるようであります。それについての考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、次に75歳以上の対象者数ですね、それからそのうち社会保険本人だった方、そしてまた扶養の家族で新規に国保加入となった人数についてどう把握されているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、75歳未満で後期高齢者医療制度の対象となる方、これは先ほどの身障者だろうというふうに思うわけでありますが、このうち後期高齢者医療制度に加入した人数ですね、対象者とこれはたしか選べるわけでありますから、現実はどうのように町が把握をされているのか、以上についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） この制度について、町では制度が始まってから、2月18日から28日にかけて、町内の11カ所で説明会を行い、延べ約420の方が参加されました。このほかに4月16日、高齢者の方の活動であるホットサロンでも説明し、約60名が参加いたしました。また、65歳から74歳までの重度障害をお持ちの方は、後期高齢者制度と、これまで自身が属していた医療保険を任意で選択することができるため、個別に選択医療の通知をしたところであります。

問い合わせについてですけれども、1,176件発送した中で、件数は34件でした。主な内容とし

では、決定通知書が届かない8件、保険料についてが8件、医療制度や支払い方法については、おのおの6件、年金受給の金額についてが4件、決定通知書の見方についてが2件でございました。

次に、保険料の減免という点でございますけれども、国民健康保険税では、世帯の所得に応じて保険料の均等割が6割、4割という減税措置があります。後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料の均等割が7割、5割、2割の軽減措置があります。国民健康保険だった方のその保険料の比較でございますけれども、先日、政府の発表では、高所得者のほうが安くなり、低所得者が増額するという例が多いとのことでした。

今回、国民健康保険税の税率を改正したところでありますけれども、後期高齢者医療制度の計算方法が1人当たりの均等割と所得割の2方式であるのに対し、国民健康保険税は御宿町は所得割、資産割、平等割、均等割の4つの合算で計算され、所帯に一括して課税することから保険料については一概に申し上げることはできません。ただし、全国的に見ますと、地方の部では国民健康保険料より後期高齢者医療の保険料のほうが下がっている傾向ということでございます。

次に、葬祭料の扱いにつきましてですけれども、国民健康保険では7万円、後期高齢者では5万円という制度でございますけれども、御宿町の国民健康保険については、この7万円を継続として制度としていきたいと思っております。

次に、人間ドックの国保と後期高齢者の違いでございますけれども、後期高齢者については、人間ドックの制度はありません。国民健康保険で40歳以上70歳までという制限を現在要綱にて設けておるところでございますけれども、この経緯については、過去に千葉県の制度で助成制度がありまして、千葉県の制度が70歳までということで、それを引用して運用してきたところでもあります。ただし、現在は千葉県の助成制度がありません。今後の対応についてですけれども、年齢制限については74歳まで引き上げるという考えを持っております。ただし、額については、各種保険組合の額を調査した上で、決定したいと考えております。

時間延長の件

議長（新井 明君） 石井議員、一般質問の途中でございますが、延刻についてお諮りいたします。

間もなく、5時になりますので、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) ご異議ないものと認めます。

本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

続いて、結構です。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 次に、75歳以上の対象者数ですが、1,660人でそのうち社会保険だった方は135人です。また、その135人、被保険者の中で国保に加入となった人は、現在4人の届け出がありました。障害者の加入者は約50人でありまして、そのうち5人が家族の扶養という制度のほうにのっております。

特定健診の受診率でございますけれども、さきの5月12日から17日の6日間行われまして、国保の対象者が2,520人で、受診者数が937人で受診率37%、後期高齢者の方は1,650人で受診者数は126人で、受診率は8%でございました。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。葬祭費、補助については堅持されると、また人間ドックについては75歳未満まで延長されるということで、ぜひその対応をよろしく願いしたいというふうに思います。

それから、これまでの中で質問というか、問い合わせ等の数であります。この数というのは大都市部はもう1,000人単位の苦情、質問が寄せられるというふうに聞いておりまして、率でちょっとわからないわけでありますけれども、しかし、近隣と比べても私は大変少ない数でなかったかなと思うんです。これはやはり今たび重なる説明会、またさまざまな場所での制度の説明というのがあったからではないかというふうに思うわけであります。

それと、もう1点、ちょっと私聞き漏らしてしまったんですけれども、今後の説明会というのはやられるんでしょうか、それから、それはどういった方を対象にしておられるのか。特に私が聞きたいのは、障害者ですね。これは障害者自身も重度ということで、制度そのものの理解について大変難しいところがあるんじゃないか。それから、高齢者の方もあって、なかなかそういう制度そのものについては保護者であったとしても大変難しい部分があるかなというふうに思うのでありますので、きちんと説明会なりを開いて、そんなに多い人数ではないので、保護司的な方、相談会とこういうものをしていただいて、この内容によってはどちらをとるかというのは、後期高齢者にしたほうが得なのか、それとも国保に残ったほうが得なのかということも大変難しい判断だと思うんです。私はこういう難しい判断を押しつけたというのは、国の責任は大変大きいと思うわけですが、しかし、現実的にそういうことで悩んでおら

れるわけであります。ですから、そういう丁重な説明会というものが必要であると思うんですが、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

とりあえずお願いします。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 今後の説明会についてですけれども、障害者の方につきましては、個別加入している方には個別通知をし、役場の保健センターで説明会を開催したいと考えております。

なお、それらの時期については、やはり納付書が間近に発行されますので、その時期を勘案して説明会を開催したいと思います。また、個別の事案の相談についても、これまで制度が決まって、何件かは職員が、やはり障害を持っている方ですので、職員が家まで出向いて説明したという経緯もありますので、そのような体制で臨んでいきたいと考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それから、特定健診、率等をいただいたわけでありますが、まだ、先般行っただけで、これから詳細な検討に入っていくんだらうなと思います。また、これについては今後特定の指導が必要だらうというふうに思うわけでありますけれども、そうしますと、一般会計の中でも保健師、これもまだ当初必要な数を満たしていないということもあろうかと思えます。そういうことを踏まえながら、今後どういう指導を行っていくのか、まず、もし特定健診で重だった内容ですね、わかればそれについて説明をいただきたいということと、それについて今後どうされるのか。

特に、この制度においては、この健診の加入者の率ですね。それから、指導の内容で指導が進むかどうか、要するにメタボリックならそれが改善されるかどうかという改善率というのが、今後ペナルティになるというようなことが、たしか今の制度の中にうたってあるんですね。大変ひどい話だらうとは思いますが、しかし、現実はそのような制度でありますので、それに向けて今後どうしていくのか。それと、もう1点は、では、これまでやってきた健診ですね。これについての整合性をどう図っていくのか、これについてお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 特定健診の指導の基本的な考え方としては、内蔵脂肪型肥満に着目し、受診者が結果を理解し、みずからの生活習慣を振り返り、行動目標を設定することにより、実践に向けての支援をすることにより、自己管理ができるよう指導するということを

目的に考えております。

この健診によって要指導となった方については、個別に面接を行ない、指導の方向づけをする考えでおります。たまたま数まではまだ把握しておりませんが、きのうの段階で医師会からの情報でありますと、ひっかかった方のほとんどが医療を必要とするというような結果になってきておりますので、御宿町の保健師、栄養士等がさきに指導するというよりも、医師の意見を聞いて、それで指導に導くというような現状でございました。

5番（石井芳清君） わかりました。それと、さっきのペナルティの話はあるんですか。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） ペナルティにつきましては、健診率と改善率が5年後に悪ければ支払基金交付金ですか、それを減らされるというペナルティが課せられます。

5番（石井芳清君） 了解しました。大変な制度であると理解するわけでありませう。

それから、今回の簡単なことでは医療が必要だということであるようではありますが、そうすると、例えば後期高齢者では医療について、例えば担当医があるということではありますが、ちなみに、今、千葉県の医師会もこの制度については反対を表明されています。申告はされるというふうには聞いておりますけれども、ただ、その制度を利用するかというのは、多分利用されないのではないかというような話も聞いておりますが、これは医師会としての判断ですからそれはそれでいいわけではありますが、ちょっと確認したいのは、そうした場合に受ける住民側に対する不利益をこうむるのか、こうむらないのか。基本的には従前の医療制度を利用できるというふうに聞いているわけではありますが、それについて確認をしたいというふうに思っています。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） それにつきましては、従前の医療をそのまま継続できるということでございます。

5番（石井芳清君） 特段の不利益はこうむらないということで了解をいたしました。

それでは、次に移ります。

公営住宅法の改正と本町の対応について、お伺いいたします。

昨年12月ですか、閣議決定をされた。平成21年4月1日より家賃などの改正が行われるというふうに報道がされております。今回の中では、現状、現在の入居者約3割が全国的に家賃値上げとなるのではないかというふうに報道されておりますし、また、入居基準の改定という中では、上限が引き下げられる。要するに、入居したときに払えないとか、それともう一つは、

条例の中ではそのまま入居できないというおそれが出てくるのではないかとということが危惧されておるわけでありますが、この今回の改正と申しまししょうか、そういう内容をどのように承知しているのか。また、これについて御宿町はどういう対応をしていられるのかお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 今回の改正につきましては、公営住宅法の施行令の一部改正があるということです。先ほど議員も申されたとおり、施行に関しては平成21年4月1日からです。

この改正の主な目的でございますけれども、公営住宅の入居者に対しまして、公平、的確に供給するための見直しです。改正の背景には、所帯数の変化や、高齢者世帯の増加等により、応募数が上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況になったということです。

その中の主な改正内容というのは、入居収入基準と家賃制度の見直しです。改正の影響としまして、年金生活者等の特に収入の低い者には、家賃の負担増は生じないが、その他の入居収入基準以外の既存入居者については、収入額の変動により、家賃の負担増が生じるということになります。

しかし、急激な負担増が生ずる場合には、施行後5年間で新家賃に段階的に移行するという事で、そういう考えでいきますと、御宿町の場合ですと、前年と同額の所得とした場合に影響を受け、使用料が上がる世帯が全団地で現在54世帯が入居しているわけですが、そのうちの10世帯ということになります。また、増加額は平均で1,850円程度ということで、また、この収入超過者を除く世帯については、改正のとおり5年をかけて段階的に改正後の使用料に結びつけるという考えであります。この5年後も住み続けるというものについては、郡内の状況をいろいろ聞いてみました。やはり同じような対応をとりたいということでございます。

また、国の割合が3割ということでもございましたけれども、御宿町の場合には約1割程度と把握しております。

5番（石井芳清君） 了解しました。改正のとおり改定をするということでしょうか。それとも、改正はしないということなんでしょうか、今後同じような対応をとりたいということであるようでありますが、近隣ですね、どういう対応をとるかということをお伺いしておきます。

それから、もう1点、現状、入居希望者ですか、54世帯入居者がいるということは、例えば空きが今はないのか、それと入居希望者それは近年御宿町にとっては増えているのか、減って

いるのかです。その辺ですね。

それから、確かに激変緩和措置というのがあるというふうなお話ではありますが、しかし、この基準額、この引き下げというのものもあるわけですよ。そうした場合に、どうしても出ていかなざるを得ないということが生じるのでしょうか、生じないのでしょうか。また、町で現在見せていただきましたが、減免規定がございます。こうしたものもあるわけでありますから、やはり引き続き、少なくとも住居そのものがなくなるということは、こんなことはあってはならない。そもそも公営住宅法というのは、それらの困窮者に対する住居を提供するということが本旨であるというふうに理解しておりますから、こういう減免規定なども即利用していただきながら、引き続き安心してこの御宿に住める環境づくりをお願いしたいというふうに思うわけでありますが、これらの対応について、最後お伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） まず、入居収入基準ということでございますけれども、改正前が20万円ということで、改正後は15万8,000円ということで下がりました。入居収入基準については、所得から扶養控除等を12カ月で除した数字ということで、実態としまして御宿町におきましては、入居申込者の収入最高月額が10万3,000円程度ということで、これに該当して入居不可となるような方はございません。

また、住宅の申し込み状況ということで、現在は空きはないんですけれども、過去の例でいきますと、平成16年には1戸募集したときに5名ほど応募があったということで、平成17年にはやはり1戸のときに3名応募、それから平成19年3月ごろ5戸公募に対して5名が応募してきたということです。また、平成19年7月には3戸募集に対して7名ほどあったということで、それにつきましては入居者の決定は、採点表というものがございまして、点数の高いものから決定していくということをしております。

それと、減免制度ということでございますけれども、管理条例第15条、または施行規則第9条ということで減免制度が定められております。こういう制度がございますので、周知徹底を図りたいと考えますが、現在、まだ減免の申請はないというふうな状況でございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。現状では、下がってもそれ以上に該当する入居者はいないということで了解をいたしました。

あと、最後に防災の観点から、今回の町営住宅についても、防災上の対応は必要になってくるかと思えます。これまでも、例えば火災報知機の設置と、これはたしか、昨年、今年ということで設置をいただいているというふうに理解をしております。また、岩和田住宅についても、

窓、サッシ等これまでも整備をされておったかというふうに思うわけではありますが、しかし、大変老朽化していると、年月がたっているというのが実態であろうというふうに思います。ですから、これについても当然防災上の耐震調査でありますとか、またそれに基づく整備ですね、こうしたものも必要になるというふうに思うわけではありますが、これについての基本的な考えについて、最後お願いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 確かに町営住宅の状況については、富士浦住宅を除きまして、残りの2カ所につきましては、耐震の診断が必要となっております。特に岩和田につきましては、老朽化が進んでいるという部分もございますが、今後、建て替えるのか、それとも改修するのか、建て替えであれば建設場所等について検討をしていくことが必要であろうかと思えます。いずれにしても、大きな予算がかかることですので、やはり財政計画等をしっかりと組んでやっていかなければ、なかなか実現できないと考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。入居者があるわけありますから、町なども、そういった工事については大変苦慮をしているというのが実態だろうと思えますので、早目の計画、それから周知、それから入居者があるという大変長いスパンが必要だろうというふうに思えますので、そういう面ではそういう計画を早く早急につくっていただいて、周知を図っていくということは大切であろうというふうに思います。

以上をもちまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成20年度第2回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、自転車等の放置防止に関する条例の制定を初めといたします11議案及び報告1件について審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれも承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

今後は、さまざまな諸問題が山積している中、皆様方から賜りましたご意見、ご要望につきまして、十分これを尊重、検討いたしまして、町政各般にわたり、住民福祉の生活の向上、発

展に寄与し、町政の運営に、さらには御宿町の将来あるべき方向性の位置づけに遺漏のないよう、慎重を期してまいる所存でございます。

また、冒頭のあいさつの中でお話ししましたとおり、引き続き町政を担当していきたく考えておりますので、議員の皆様の特段のご配慮、ご支援を賜りたくお願い申し上げます。どうぞ、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には十分留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議いただき、また議事運営につきまてもご協力いただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

これから本格的な観光シーズンとなり、お忙しくなりますが、議員各位におかれましては、健康に十分配慮されるとともに、中国四川や岩手・宮城内陸地震と災害が身近に発生しております、日ごろの防災対策にご留意くださいますようお願いいたします。

以上で、平成20年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで、本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 5時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年9月12日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼

署 名 議 員 石 田 義 廣